

第3期宜野座村 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
宜野座村

ごあいさつ



本村におきましては、平成27年3月に「子ども・子育て支援の指針」となる「第1期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には第2期、今回第3期となる「宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

我が国においては、全国的に年々人口が減少し少子高齢化が進んでいるところではございますが、本村では転入者等が増加し人口が年々微増を続けており、今後も引き続き微増となる予想となっております。また、一人の女性が一生のうちに産む子ども数の指標となる市区町村別合計特殊出生率につきましても、本村では2.20という高い数値となり、沖縄県で1位、全国3位となり産み育てやすい村として評価されてきました。

この様に本村では、子育て世代が増加する中、これまで放課後児童クラブの拡充、子どもの貧困対策の充実や幼児期の教育・保育の一体的な提供体制の構築等に取り組んでまいりました。更には、令和7年度においては機構改革を行い、こどもみらい課を新設し、課内に母子保健機能と児童福祉機能を兼ね備えたこども家庭センターを設置することとなりました。妊産婦や子育て世帯に対して切れ目のない一体的支援を提供し、一人ひとりに寄り添い、必要な支援が行えるよう取り組んでまいります。

今回策定した「第3期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」においては、「子どもたちがのびのび育ち 笑顔あふれるむら・宜野座村」を基本理念として掲げ、「子どもの健やかな成長に資する環境づくり」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」等を目標に、様々な施策展開を図ります。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、アンケート調査にご協力頂きました保護者の皆様、また、貴重なご意見を頂きました「宜野座村子ども・子育て会議」の委員の皆様並びに関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

宜野座村長 當 眞 淳

目次

ごあいさつ

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨 1
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画の対象 6
4. 計画の期間 6
5. 計画の策定体制 6

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移と推計 9
2. 人口動態（自然動態と社会動態） 16
3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況 17
4. ニーズ調査結果より傾向まとめ 24

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念 37
2. 計画の視点 38
3. 基本目標 39
4. 子ども・子育て支援施策の体系 41

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定 43
2. 教育・保育事業量の見込みと確保方策 44
3. 地域子ども・子育て支援事業 46

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

- 基本目標1 子どもへの健やかな成長に資する環境づくり 53
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実 53
 2. 子どもの居場所の確保や子どもの可能性を伸ばす機会の確保 57
 3. 家庭や地域の教育力の向上 59
- 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 60
1. 親と子の健康確保及び増進 60
 2. 食育の推進 64
 3. 思春期保健の取組充実 65

基本目標 3	子ども等の安全・安心の確保	66
1.	交通安全対策の推進	66
2.	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	68
3.	安心して外出できる環境の整備	69
基本目標 4	要支援児童等への対応などきめ細かな支援の推進	71
1.	要保護児童への対応の充実	71
2.	障がい児施策の充実	72
3.	子どもの貧困対策の充実	75
4.	ひとり親家庭等の自立支援推進	76

第6章 計画の推進にあたって

1.	計画の推進体制	79
2.	計画の進行管理	79
3.	子ども・子育て支援の意義と計画の周知	79

資料編

■	宜野座村子ども・子育て会議設置規則	83
■	宜野座村子ども・子育て会議委員名簿	85

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では急速な少子化の進行とともに、共働き家庭が増加し、保育ニーズが増大してきました。全国では待機児童が社会問題となり、保育の受け皿不足の解消を最優先で取り組む必要がありました。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国は子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

「子ども・子育て支援法」では「子どもの最大の利益」のために様々な支援施策を掲げ、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、そのための具体的な取り組みについて、同法で市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

これにより、本村でも、平成27年3月に「第1期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月は「第2期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで地域、事業者、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

第3期計画の策定に当たっては、国では、待機児童の課題はほぼ終息した中で、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援を重視し、こども家庭センターの設置や乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)、家庭支援事業といった新たな取組を打ち出しています。

本村では、村立幼稚園と保育所を統合し、認定こども園として令和8年度よりスタートさせるなど、教育・保育環境の充実に向けた検討を進めてきました。また、貧困世帯の子どもなどについて、自立した生活が送れるよう食事の提供や生活指導、キャリア形成等を行う拠点を確保し、支援に努めています。

こうした中、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き、宜野座村の子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、社会全体で支援する環境を整えていくために、地域の実情を踏まえて「第3期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画策定指針において定める、計画の内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。この法律は平成 26 年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

(3)子どもの貧困対策としての性格

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく、市町村における子どもの貧困対策についての計画を内包しており、子どもの貧困対策としての性格を持ち合わせています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

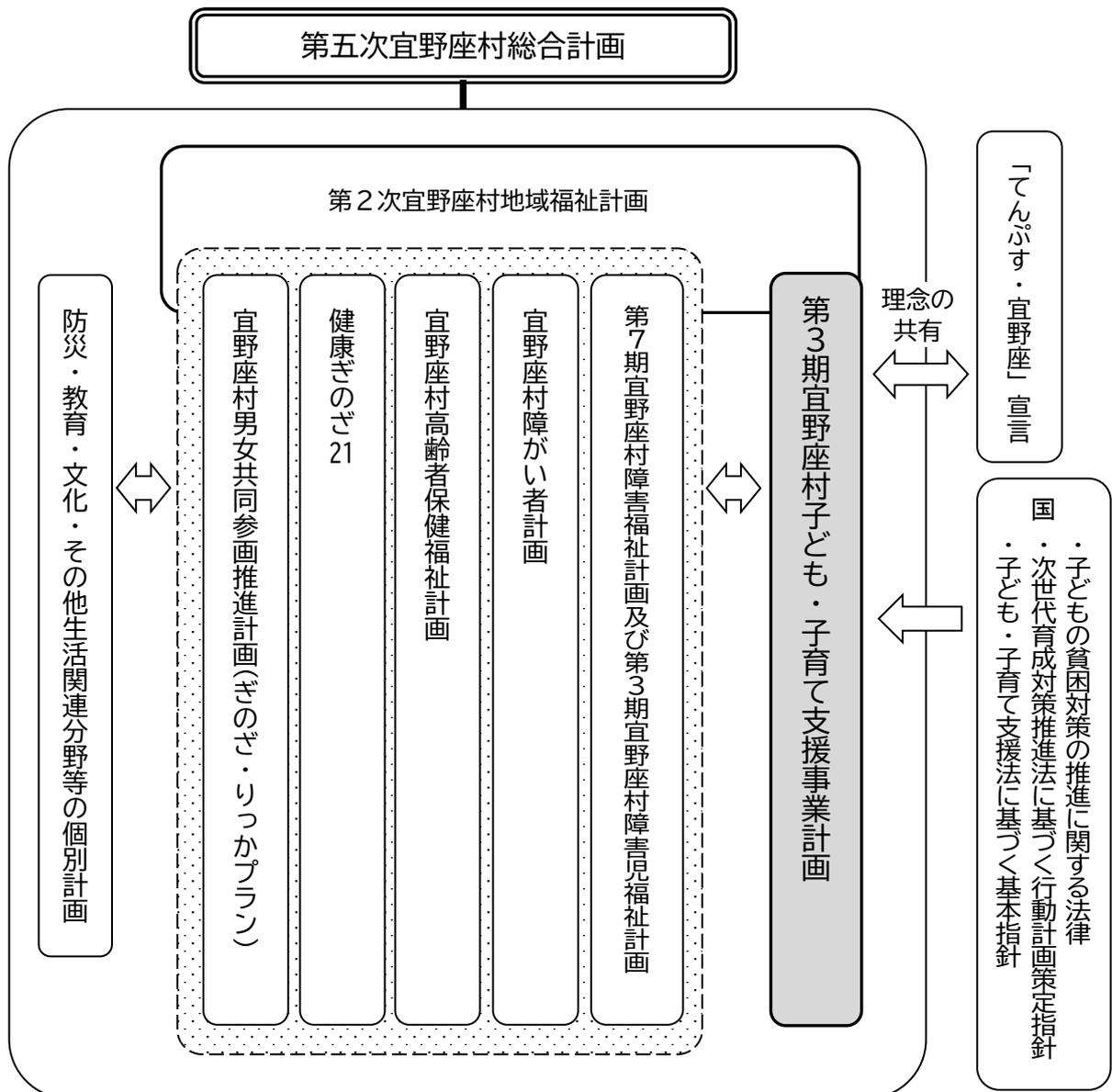
(都道府県計画等)

第九条 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(4)関連する計画との整合

- 本計画は、「第5次宜野座村総合計画」に則するもので、総合計画の個別計画として位置づけます。
- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針、「次世代育成対策推進法」に基づく行動計画策定指針、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえた計画とします。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である「第2次宜野座村地域福祉計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「第7期宜野座村障害福祉計画及び第3期宜野座村障害児福祉計画」、「宜野座村障がい者計画」、「宜野座村高齢者保健福祉計画」、「健康ぎのぞ21」、「宜野座村男女共同参画推進計画(ぎのぞ・りっかプラン)」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- 本計画は、「てんぷす・宜野座」宣言の基本理念を共有します。

■計画の位置づけ



「てんぷす・宜野座」宣言

●基本理念●

母と子の絆

愛される子どもと家族

安心して子育てができる社会

健全な世代構成

本村は、沖縄本島の東西南北のちょうど真ん中に位置しており、沖縄本島を人間に例えると、本村は「ハそ」にあたることとなります。おなかの「ハそ」は、母体から赤ちゃんの生命を「ハその緒」で結んでいた印です。「ハそ」を持たない人はいません。母親との絆の印として誰もが持っている「ハそ」をもっと注目して大切にすることが、子どもたちの健やかな成長と明るく幸せな家庭にとって必要ではないでしょうか。

また、安心して子どもを産み育てられる環境が、健全な世代構成の社会を継続することができるのです。

沖縄本島の「ハそ」にあたる我らのふるさと宜野座村は、母体から赤ちゃんに血液が流れるように、県民の生活に必要な飲料水が「かんな湖」から中南部へ送りつづけられております。

こうした本村の沖縄本島の真ん中としての意義と役割を踏まえて、母親から生命を受けて子どもたちが愛されて健康に生きることに感謝して、永遠の命の絆である「ハそ」を称えて「てんぷす・宜野座」を宣言する。



3. 計画の対象

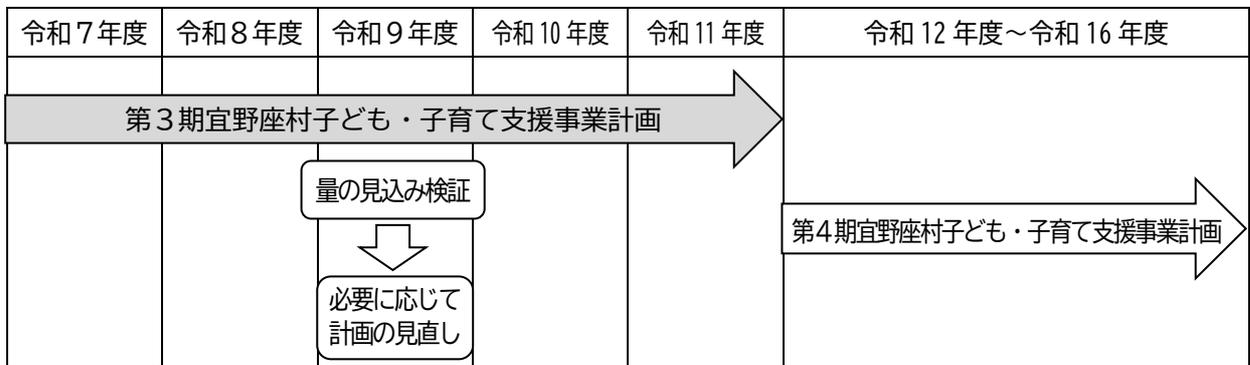
本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和 9 年度を目安として、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

< 計画期間 >



5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本村の子どもの教育・保育に関わる現状や地域の子育て支援のニーズ等を把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、村内在住の就学前児童のいる世帯及び小学生児童のいる全ての世帯を対象に行いました。

■ ニーズ調査の回収状況

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	400 件	147 件	36.8%
内 WEB 回答	—	47 件	11.8%
小学生保護者調査	509 件	255 件	50.1%
内 WEB 回答	—	69 件	13.6%

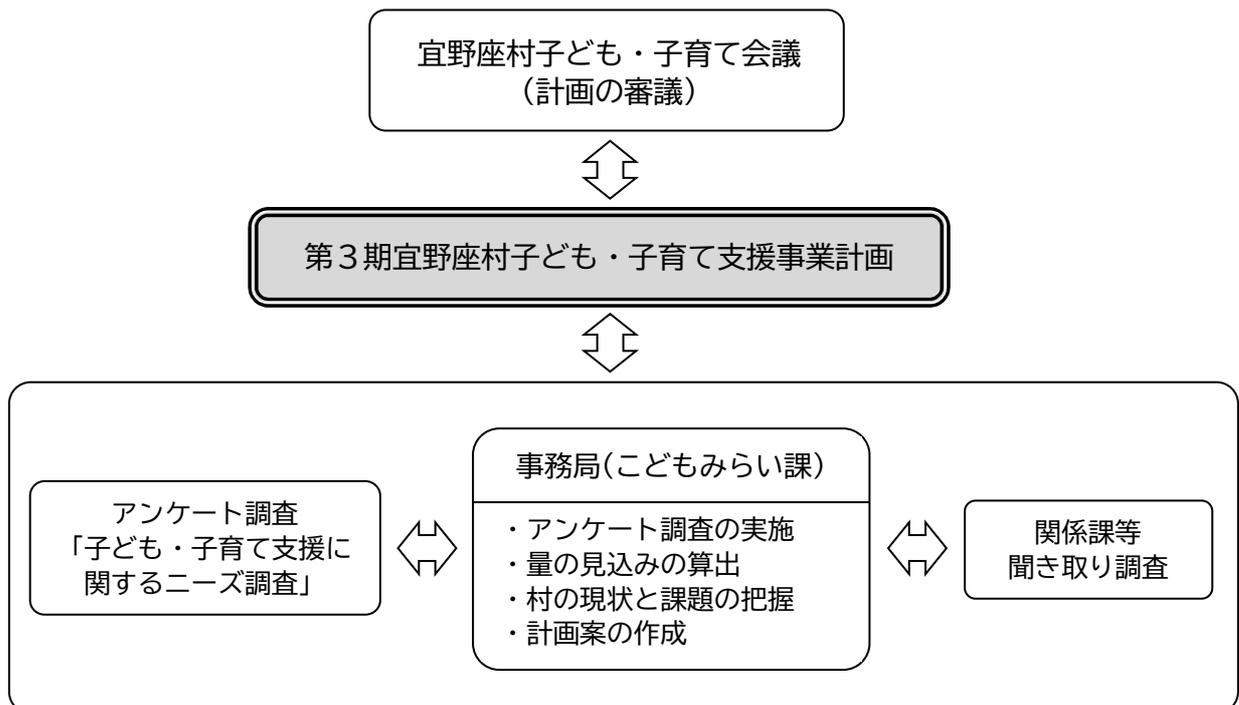
(2) 計画案の作成

計画案は事務局(こどもみらい課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みを確保する上での課題を把握しました。また、その他の基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況及び課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

(3) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健などの各分野の関係者及び保護者代表で構成する「宜野座村子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

■計画の策定体制



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移と推計

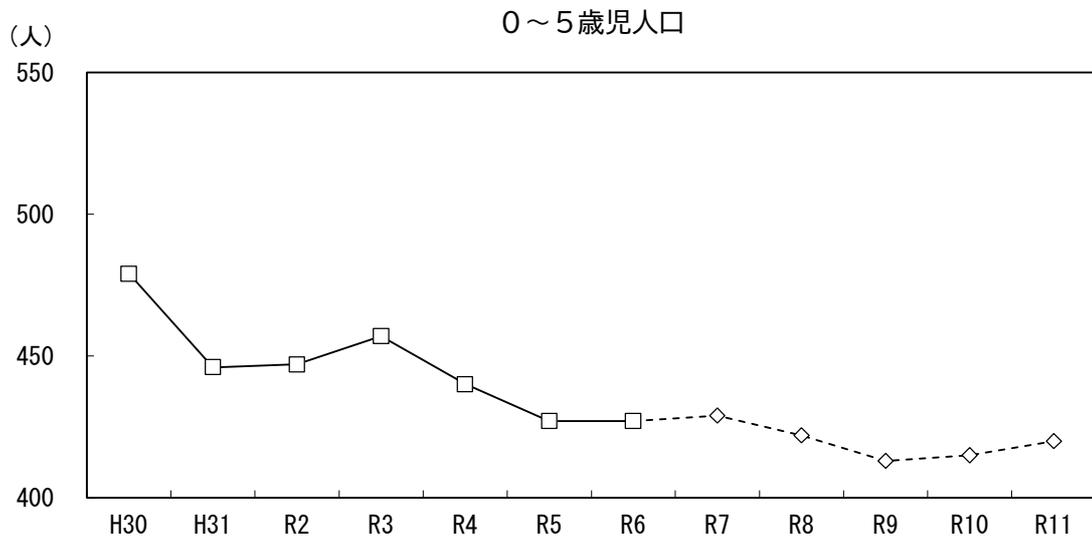
(1) 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、平成30年からの実績をみると減少傾向を続けています。また、今後の推計においては横ばい傾向になると予測されます。

第3期計画においては、令和7年が429人、中間年の令和9年は413人、第3期計画最終年の令和11年には420人となり、令和6年実績より7人減と、ほぼ同数を維持すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	479	446	447	457	440	427	427
前年からの増加人数	—	△33	1	10	△17	△13	0

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	429	422	413	415	420	2	△14	△7
前年からの増加人数	2	△7	△9	2	5	—	—	—



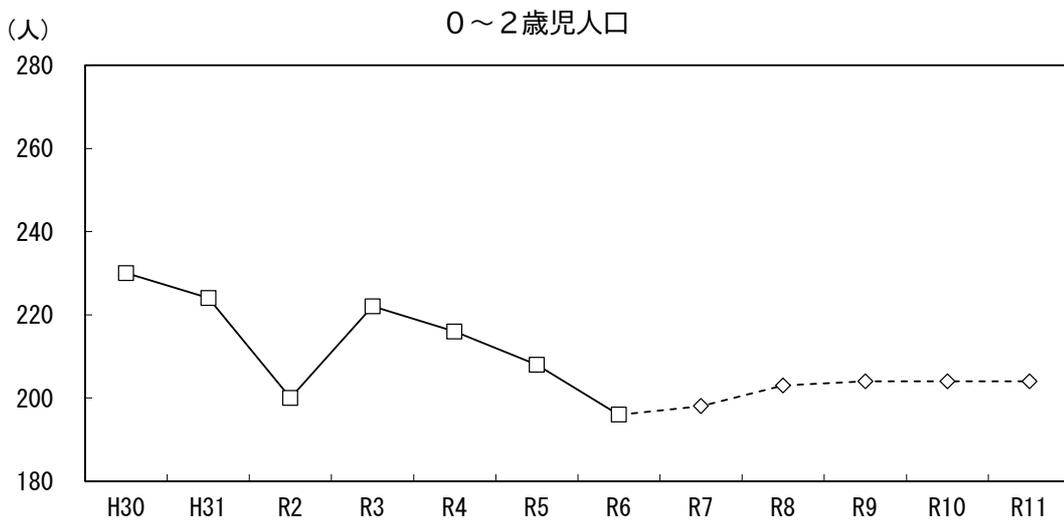
(2) 0～2歳児

0～2歳児の人口も平成30年以降、減少傾向を続けています。また、今後の推計においては横ばい傾向になると予測されます。

第3期計画においては、令和7年が198人、中間年の令和9年は204人、第3期計画最終年の令和11年には204人となり、令和6年実績より8人増と、ほぼ同数を維持すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	230	224	200	222	216	208	196
前年からの増加人数	—	△6	△24	22	△6	△8	△12

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～2歳児推計値	198	203	204	204	204	2	8	8
前年からの増加人数	2	5	1	0	0	—	—	—



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	64	63	70	83	59	60	62	65	65	63	65	65
1歳児	95	66	62	76	83	69	66	68	71	71	69	71
2歳児	71	95	68	63	74	79	68	65	67	70	70	68

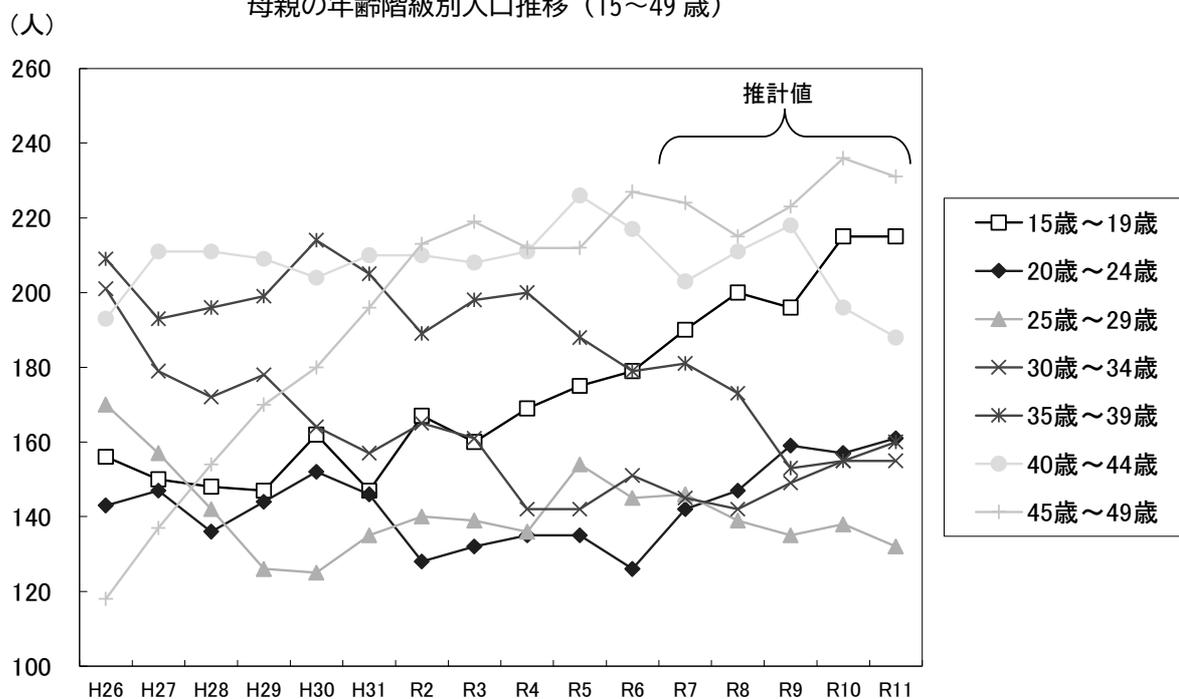
0歳児についてみると、出生数は横ばい傾向と予測されます。宜野座村の合計特殊出生率は2.1前後で推移しており、出生数に影響する「子を産む世代の女性人口」のこどもを特に多く産む25～34歳の世代は25～29歳は減少傾向、30～34歳は横ばい傾向が見込まれます。

(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	—	—	156	150	148	147	162	147	167
20歳～24歳	—	—	143	147	136	144	152	146	128
25歳～29歳	—	—	170	157	142	126	125	135	140
30歳～34歳	—	—	201	179	172	178	164	157	165
35歳～39歳	—	—	209	193	196	199	214	205	189
40歳～44歳	—	—	193	211	211	209	204	210	210
45歳～49歳	—	—	118	137	154	170	180	196	213
総計	—	—	1,190	1,174	1,159	1,173	1,201	1,196	1,212

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	160	169	175	179	190	200	196	215	215
20歳～24歳	132	135	135	126	142	147	159	157	161
25歳～29歳	139	136	154	145	146	139	135	138	132
30歳～34歳	161	142	142	151	145	142	149	155	155
35歳～39歳	198	200	188	179	181	173	153	155	160
40歳～44歳	208	211	226	217	203	211	218	196	188
45歳～49歳	219	212	212	227	224	215	223	236	231
総計	1,217	1,205	1,232	1,224	1,231	1,227	1,233	1,252	1,242

母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)

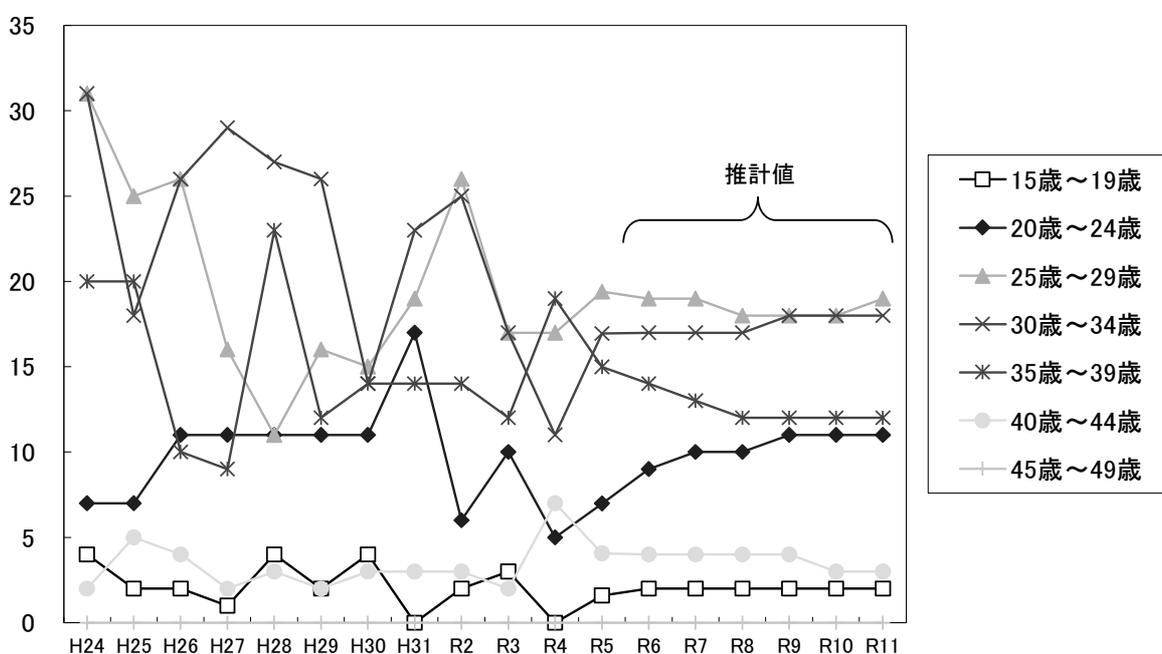


(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	4	2	2	1	4	2	4	0	2
20歳～24歳	7	7	11	11	11	11	11	17	6
25歳～29歳	31	25	26	16	11	16	15	19	26
30歳～34歳	31	18	26	29	27	26	14	23	25
35歳～39歳	20	20	10	9	23	12	14	14	14
40歳～44歳	2	5	4	2	3	2	3	3	3
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	95	77	79	68	79	69	61	76	76

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	3	0	2	2	2	2	2	2	2
20歳～24歳	10	5	7	9	10	10	11	11	11
25歳～29歳	17	17	19	19	19	18	18	18	19
30歳～34歳	17	11	17	17	17	17	18	18	18
35歳～39歳	12	19	15	14	13	12	12	12	12
40歳～44歳	2	7	4	4	4	4	4	3	3
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	61	59	64	65	65	63	65	64	65

(人) 母親の年齢階級別出生数の推移 (15～49歳)



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
15歳～19歳	—	—	0.01282	0.00667	0.02703	0.01361	0.02469	0.00000	0.01198
20歳～24歳	—	—	0.07692	0.07483	0.08088	0.07639	0.07237	0.11644	0.04688
25歳～29歳	—	—	0.15294	0.10191	0.07746	0.12698	0.12000	0.14074	0.18571
30歳～34歳	—	—	0.12935	0.16201	0.15698	0.14607	0.08537	0.14650	0.15152
35歳～39歳	—	—	0.04785	0.04663	0.11735	0.06030	0.06542	0.06829	0.07407
40歳～44歳	—	—	0.02073	0.00948	0.01422	0.00957	0.01471	0.01429	0.01429
45歳～49歳	—	—	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	—	—	2.21	2.01	2.37	2.17	1.92	2.44	2.43

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15歳～19歳	0.01875	0.00000	0.00920	0.01117	0.01053	0.01000	0.01020	0.00930	0.00930
20歳～24歳	0.07576	0.03704	0.05177	0.07143	0.07042	0.06803	0.06918	0.07006	0.06832
25歳～29歳	0.12230	0.12500	0.12591	0.13103	0.13014	0.12950	0.13333	0.13043	0.14394
30歳～34歳	0.10559	0.07746	0.11930	0.11258	0.11724	0.11972	0.12081	0.11613	0.11613
35歳～39歳	0.06061	0.09500	0.07977	0.07821	0.07182	0.06936	0.07843	0.07742	0.07500
40歳～44歳	0.00962	0.03318	0.01802	0.01843	0.01970	0.01896	0.01835	0.01531	0.01596
45歳～49歳	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.97	1.84	2.02	2.12	2.10	2.08	2.16	2.10	2.15

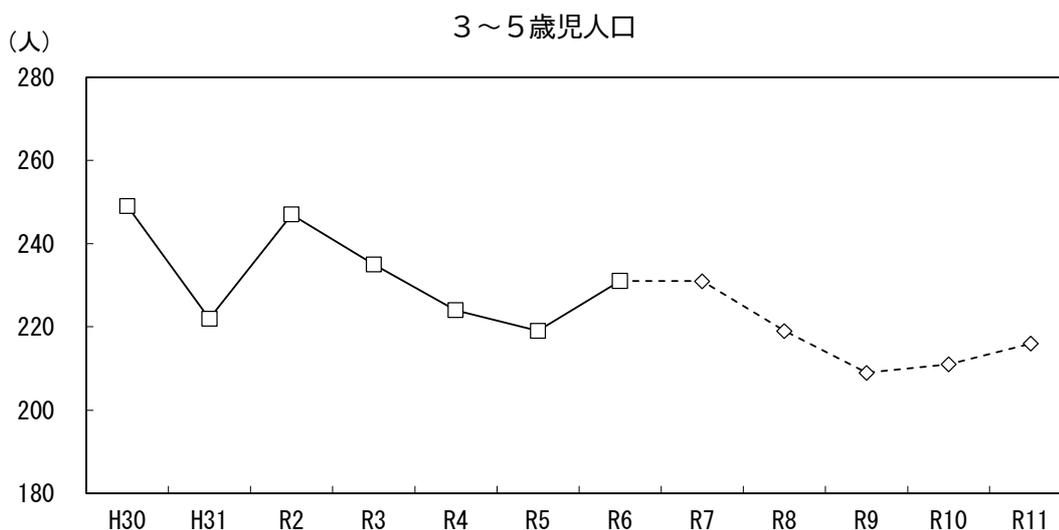
(3) 3～5歳児

3～5歳児の人口は、減少傾向となっていますが、令和6年で増加に転じ、今後の推計においては横ばい傾向になると予測されます。

第3期計画においては、令和7年が231人、中間年の令和9年は209人、第3期計画最終年の令和11年には216人となり、令和6年実績より15人減と見込まれます。

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	249	222	247	235	224	219	231
前年からの増加人数	—	△27	25	△12	△11	△5	12

						R6実績からの増加分		
推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
3～5歳児推計値	231	219	209	211	216	0	△22	△15
前年からの増加人数	0	△12	△10	2	5	—	—	—



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳児	77	74	95	67	65	79	79	70	67	69	72	72
4歳児	74	77	74	95	66	72	81	81	72	69	71	74
5歳児	98	71	78	73	93	68	71	80	80	71	68	70

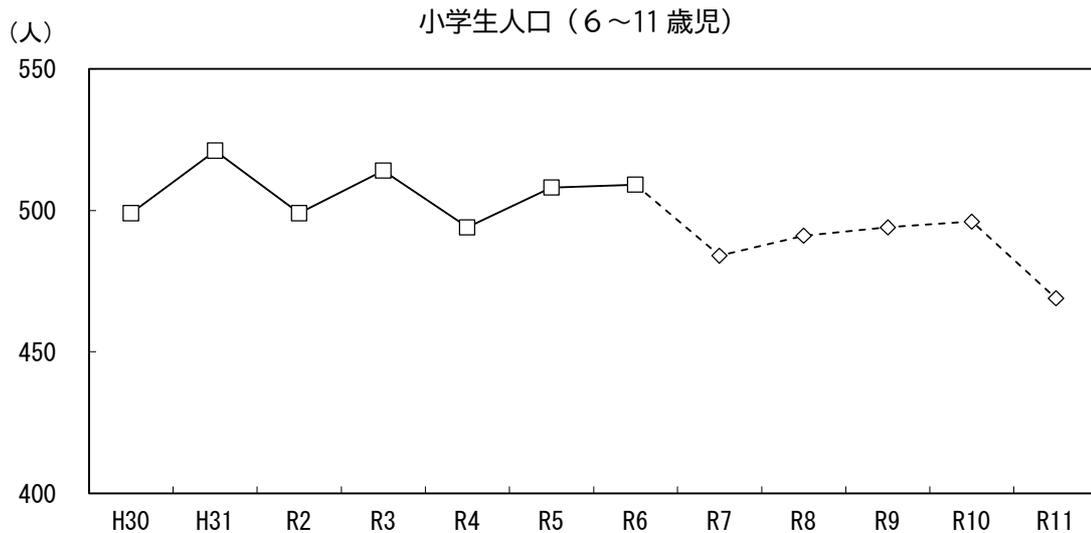
(4) 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児の小学生児童人口は横ばい傾向で推移しており、令和 6 年の実績人口は 509 人となっています。

今後の推計においては、減少傾向と予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 484 人、中間年の令和 9 年は 494 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 469 人となり、令和 6 年実績より 40 人減少すると見込まれます。

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	499	521	499	514	494	508	509
前年からの増加人数	—	22	△22	15	△20	14	1

推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R 6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	484	491	494	496	469	△25	△15	△40
前年からの増加人数	△25	7	3	2	△27	—	—	—

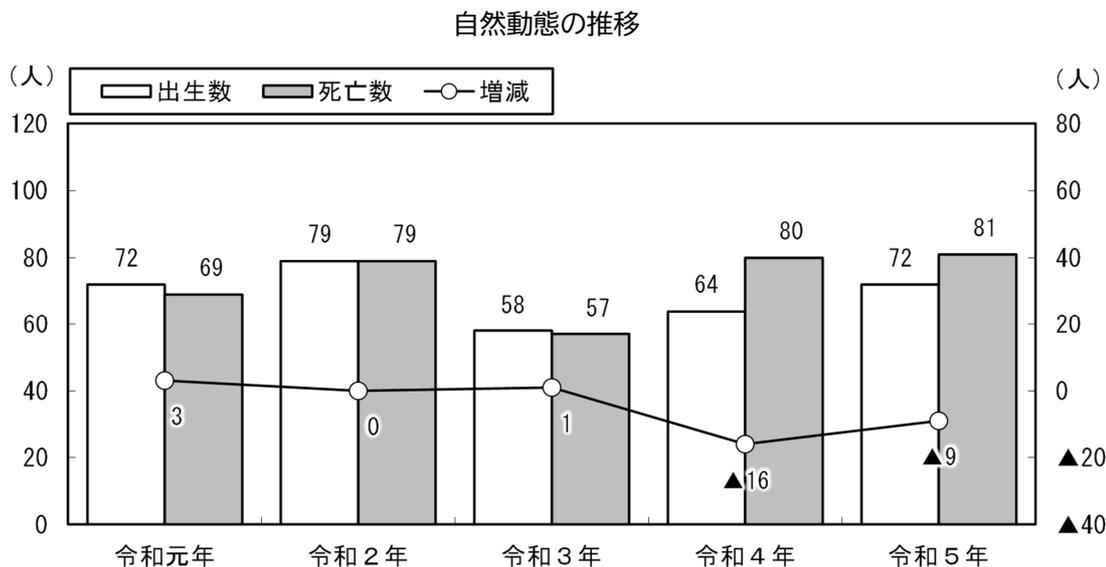


	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
6 歳児	70	102	72	80	75	95	71	73	82	82	73	70
7 歳児	92	74	101	73	80	77	99	73	75	84	84	75
8 歳児	91	91	72	104	74	82	74	100	74	76	85	85
9 歳児	73	91	87	74	103	77	83	75	101	75	77	86
10 歳児	89	74	94	91	72	101	79	83	75	101	75	77
11 歳児	84	89	73	92	90	76	103	80	84	76	102	76

2. 人口動態（自然動態と社会動態）

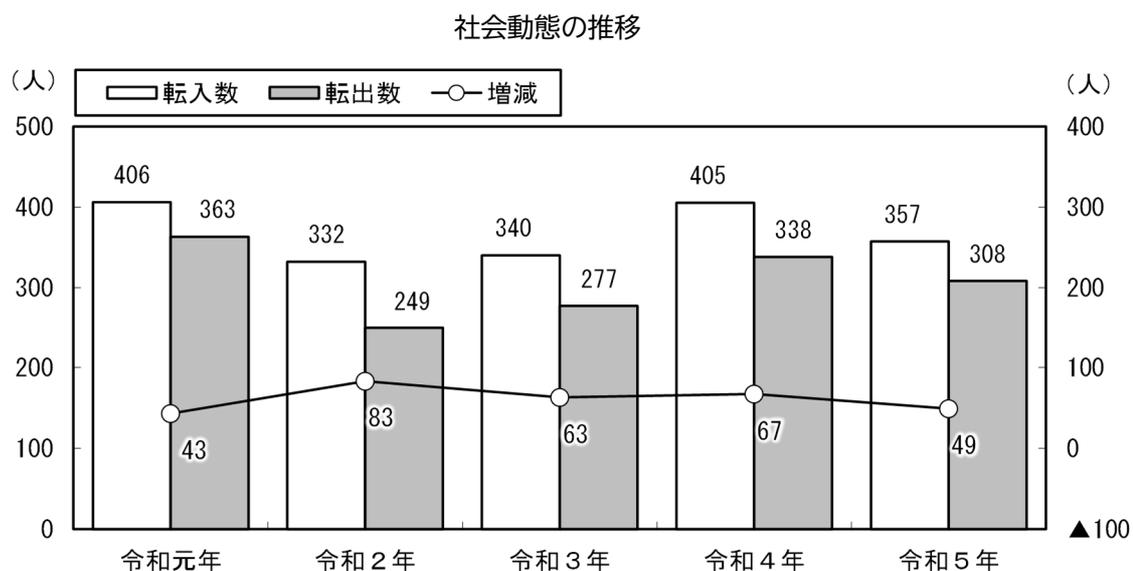
(1)自然動態

出生数・死亡数は、ともに令和3年で減少後、増加しています。出生数と死亡数による自然動態は、令和3年までは出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっておりますが、令和4年からは死亡数が上回り、マイナス値となっております。



(2)社会動態

転入数・転出数は、ともに増減を繰り返しています。転入数と転出数による社会動態は、すべての年で転入数が転出数を上回っており、令和5年では49人プラスとなっております。



3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1)教育・保育施設等の設置・定員数

①教育・保育施設等の設置状況

村内の教育・保育施設等の設置数をみると、令和2年度以降、公立幼稚園3園、公立保育園1園、認可保育園2園の計6園となっています。

教育・保育施設等の設置数推移

単位：園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	3	3	3	3	3
私立幼稚園	0	0	0	0	0
公立保育園	1	1	1	1	1
認可私立保育園	2	2	2	2	2
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
計	6	6	6	6	6

各年度4月1日現在

②教育・保育施設等の定員数の推移

村内の教育・保育施設等の定員数をみると、令和2年度から令和6年度では、定員数の増減はありません。1号認定は公立幼稚園の140人、2号認定は公立保育所と認可保育所で134人、3号認定は公立保育所と認可保育所で184人となっています。2号認定と3号認定を合わせた保育定員は、318人です。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	140			140	140			140	140			140
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
公立保育所		36	41	77		36	41	77		36	41	77
認可保育所		98	143	241		98	143	241		98	143	241
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
計	140	134	184	458	140	134	184	458	140	134	184	458
1号、2・3号別計	140		318	458	140		318	458	140		318	458

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	140			140	140			140
私立幼稚園	0			0	0			0
公立保育所		36	41	77		36	41	77
認可保育所		98	143	241		98	143	241
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0
計	140	134	184	458	140	134	184	458
1号、2・3号別計	140		318	458	140		318	458

各年度4月1日現在

(2)幼稚園

①公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況をみると、令和6年度では村内の3園で80人が利用しています。前年度の令和5年度から増加しています。すべての園で5歳児のみの受け入れとなっています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	—	—	—	—	—	—
4歳児	—	—	—	—	—	—
5歳児	69	76	71	88	68	80
計	69	76	71	88	68	80

各年度4月現在

②午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況をみると、令和元年度以降、利用割合は90%前後で推移しており、令和6年度では85.9%を占めています。公立幼稚園利用者でも共働き世帯が多く、夕方までの保育ニーズが高くなっています。

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数(か所)	3	3	3	3	3	3
園児数(人)	69	76	71	88	68	80
預かり人数(人)	63	71	66	79	62	61
預かり利用割合(%)	91.3	93.4	93.0	89.8	91.1	85.9

各年度4月1日現在

公立幼稚園別 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松田幼稚園	17	21	18	23	12	19
宜野座幼稚園	35	40	31	42	34	31
漢那幼稚園	11	10	17	14	16	11
総数	63	71	66	79	62	61

各年度4月1日現在

(3)保育施設等（認可保育園、認可こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況をみると、令和2年度の295人が、令和6年度には309人に増加しています。村内では5歳児の受け入れ園はなく、4歳児までの保育を行っています。令和6年度は前年と比べて1人減となっていますが、年齢別に見ると、2歳児が大きく減り、その他の年齢は増加で推移しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	25	31	21	17	25
	1歳児	55	69	74	59	64
	2歳児	56	56	69	96	63
2号	3歳児	88	61	61	72	79
	4歳児	71	87	61	66	78
	5歳児	—	—	—	—	—
総数		295	304	286	310	309
0～2歳児(3号)		136	156	164	172	152
3～5歳児(2号)		159	148	122	138	157

各年4月1日現在

②利用人数の推移

保育施設等の4月の利用人数についてみると、令和4年度で、一旦減少していますが、令和5年度以降は310人程度の利用人数で、概ね横ばいとなっています。

村内保育所等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	25	31	21	17	25
1歳	55	69	74	59	64
2歳	56	56	69	96	63
3歳	88	61	61	72	79
4歳	71	87	61	66	78
5歳	0	0	0	0	0
計	296	304	287	310	309

各年4月1日現在（村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）

③保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の定員と利用児童数を比べると、定員は令和2年度以降、318人で横ばいであり、利用児童数は各年とも、これを下回っています。受け皿は利用児童に対して大きいため、新規整備の必要はない状況となっています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	318	318	318	318	318
利用児童数	296	304	287	310	309

各年4月1日現在

④認定こども園

令和6年4月現在、村内には認定こども園はありません。

村外の認定こども園の利用人数は、各年とも1~2名となっています。

認定こども園(村外)利用人数推移（1号）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	0	0	0	0	0
4歳	1	0	0	2	1
5歳	0	0	0	0	0
計	1	0	0	2	1

各年4月1日現在 ※村在住者

⑤待機児童数の推移

待機児童数は、4月時点を見ると、令和2年度以降、各年とも0人となっています。10月時点では、産休・育休明けでの利用ニーズがあるため、0歳児の年度途中の利用希望が増え、待機児童が発生しています。

待機児童数（4月）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	0	0
	2歳児	0	0	0	0	0
2号	3歳児	0	0	0	0	0
	4歳児	0	0	0	0	0
	5歳児	0	0	0	0	0
総数		0	0	0	0	0
0～2歳児(3号)		0	0	0	0	0
3～5歳児(2号)		0	0	0	0	0

待機児童数（10月）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児		14	2	5	2
	1歳児		0	0	0	0
	2歳児		0	0	0	0
2号	3歳児		0	0	0	0
	4歳児		0	0	0	0
	5歳児		0	0	0	0
総数			14	2	5	2
0～2歳児(3号)			14	2	5	2
3～5歳児(2号)			0	0	0	0

※令和2年度データなし

(4)地域子ども・子育て支援の状況

①ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの会員数についてみると、令和6年度ではおねがい会員が94人、サポート会員が17人、両方会員が5人であり、おねがい会員に比べて子どもを預かるサポート会員・両方会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	63	62	69	77	94
サポート会員	23	25	22	17	17
両方会員	4	5	5	4	5

各年4月1日現在

②学童クラブの推移

学童クラブは、令和6年度で4カ所あり、185人が利用しています。学年別にみると、1・2年生での利用が多くなっており、高学年になると利用は少なくなります。

学童クラブの推移

単位：カ所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	4	4	4	4	4	4
利用児童数	204	179	179	170	172	185
1年生	76	47	65	58	66	53
2年生	60	64	43	63	51	69
3年生	47	41	48	24	43	38
4年生	16	17	19	21	9	24
5年生	3	7	4	4	1	1
6年生	2	3	0	0	2	0

各年度5月現在

(5)認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

村内の認可外保育施設はありません。村内にはない為、村外にある施設を利用しています。村内からは1人が利用しています。

施設数・利用園児数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	0	2	3	4	1	1
利用園児数(人)	0	2	3	4	1	1
村内在住児(人)	0	2	3	4	1	1

各年度4月現在

4. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1)調査の概要

①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の学童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

村内に在住する就学前児童と小学生の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。

就学前児童保護者調査は一世帯に複数の調査票が配布されないように調整し無作為抽出、小学生保護者調査は学校在籍児童全数を対象に配布した。

③調査方法

<就学前児童保護者調査>

○郵送による配布・回収（WEB回答を併用）

<小学生保護者調査（1年～6年生）>

○小学校を通じての配布・回収（WEB回答を併用）

④調査期間

令和6年2月～3月（就学前：3月6日～3月28日）

（小学生：2月28日～3月28日）

⑤回収率

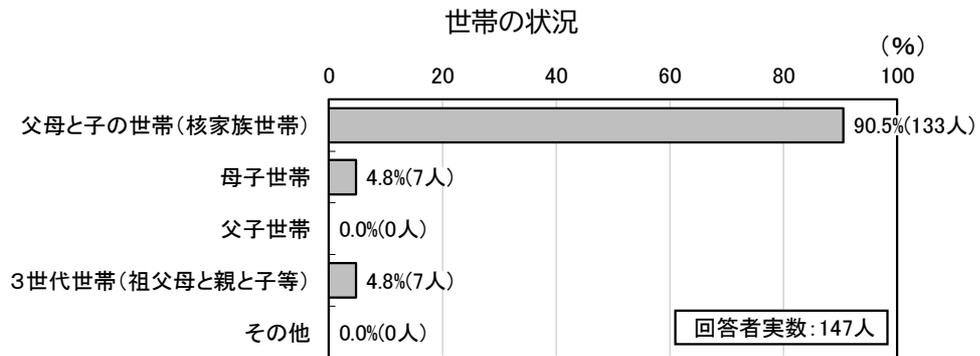
	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	400件	147件	36.8%
内WEB回答	—	47件	11.8%
小学生保護者調査	509件	255件	50.1%
内WEB回答	—	69件	13.6%

(2)就学前児童調査の調査結果より

(2)-1 子育て家庭の状況

①世帯の状況

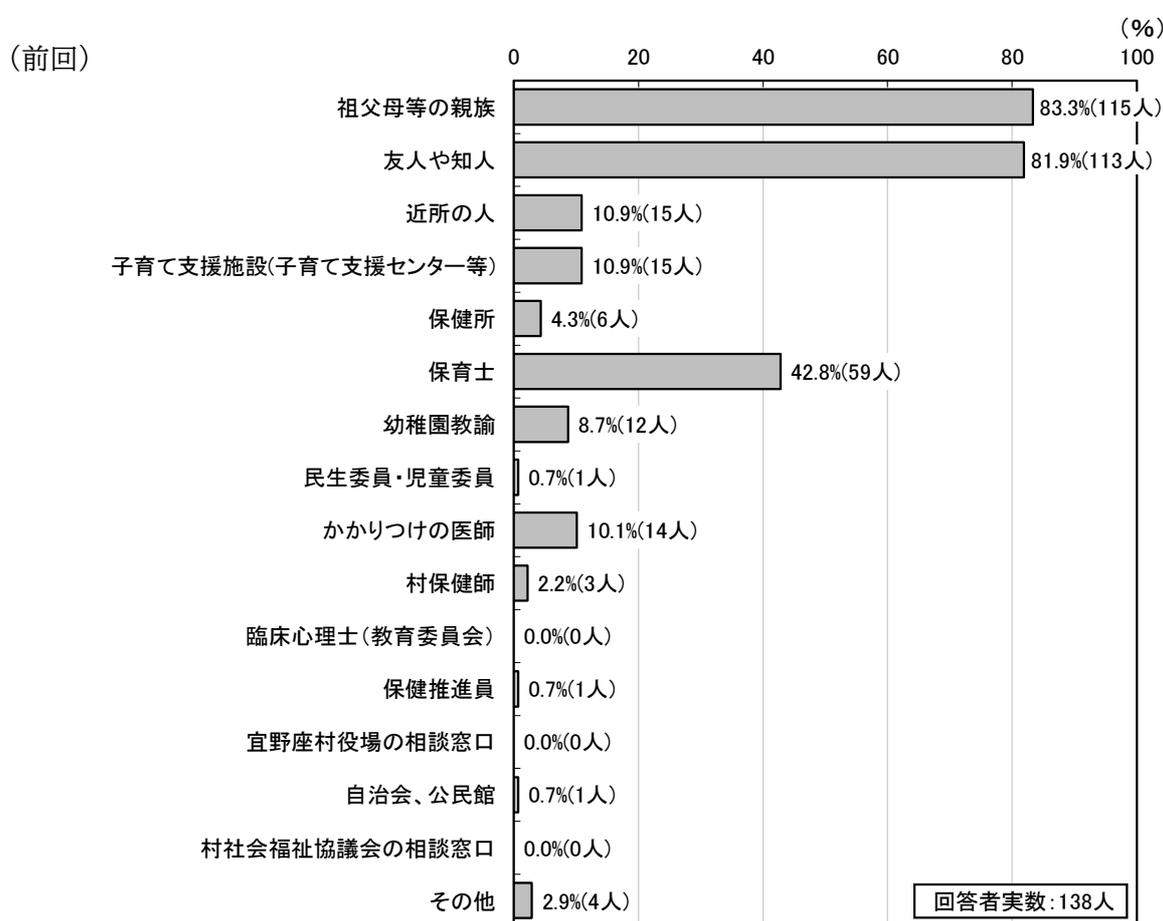
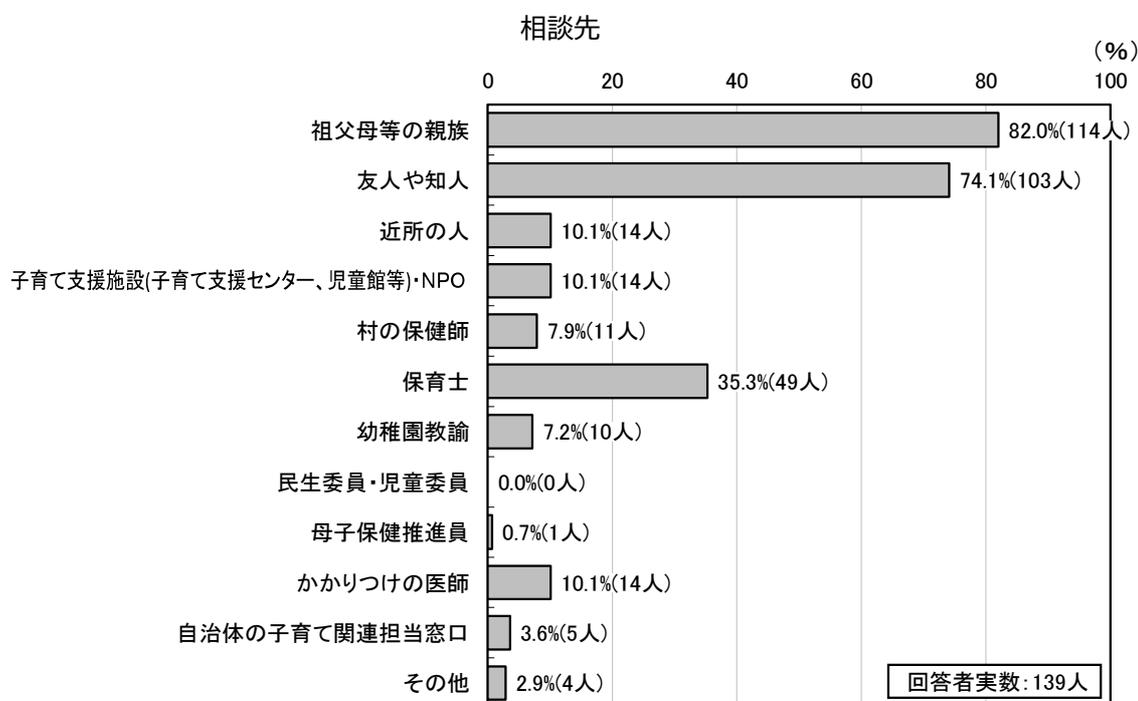
「父母と子の世帯(核家族世帯)」が90.5%でほとんどを占めている。また、「3世代世帯(祖父母と親と子等)」と「母子世帯」は4.8%となっている。



②相談先

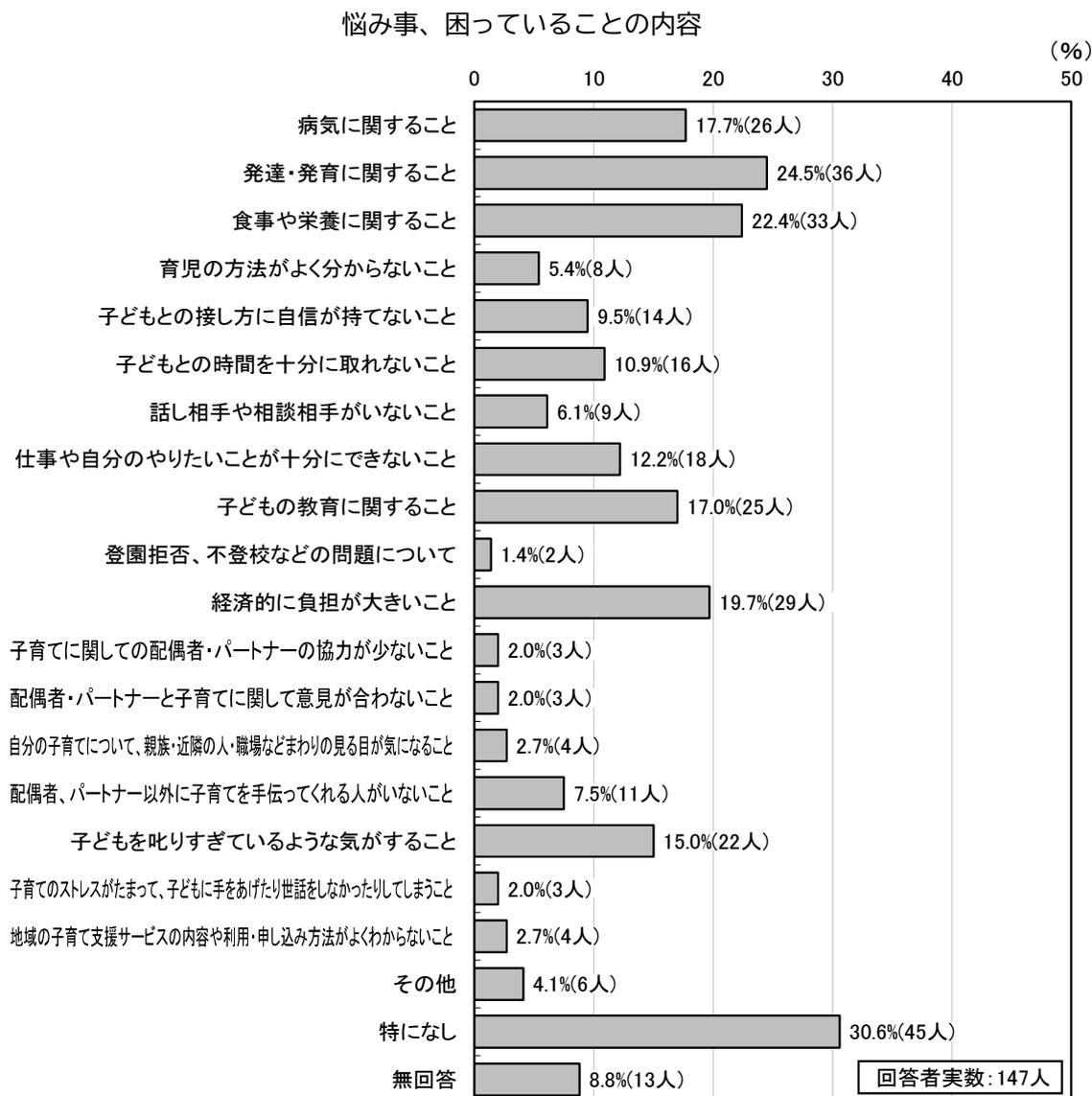
相談先としては、身近な人への相談がとても高い。また、保育士への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先(「自治体の子育て関連担当窓口」など)の利用は低い。

調査結果は、前回調査時と大きな差はないが、専門的な相談先の利用については、前回はなかったが、今回は3.6%ある。



③悩み事、困っていることの内容

「発達・発育に関すること」、「食事や栄養に関すること」といった、こどもの体のことについての悩み・困りごとが多い。また、「経済的に負担が大きいこと」、「病気に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」といった悩みも比較的高く見られる。



悩み事、困っていることの内容を教育・保育サービスの利用有無別にみると、「利用している」では、「子どもの教育に関すること」(19.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」と(17.2%)、「子どもとの時間を十分に取れないこと」(13.8%)が「利用していない」より高くなっている。

反対に、「利用していない」では、「発達・発育に関すること」(38.7%)、「食事や栄養に関すること」(32.3%)などが「利用している」より高くなっている。

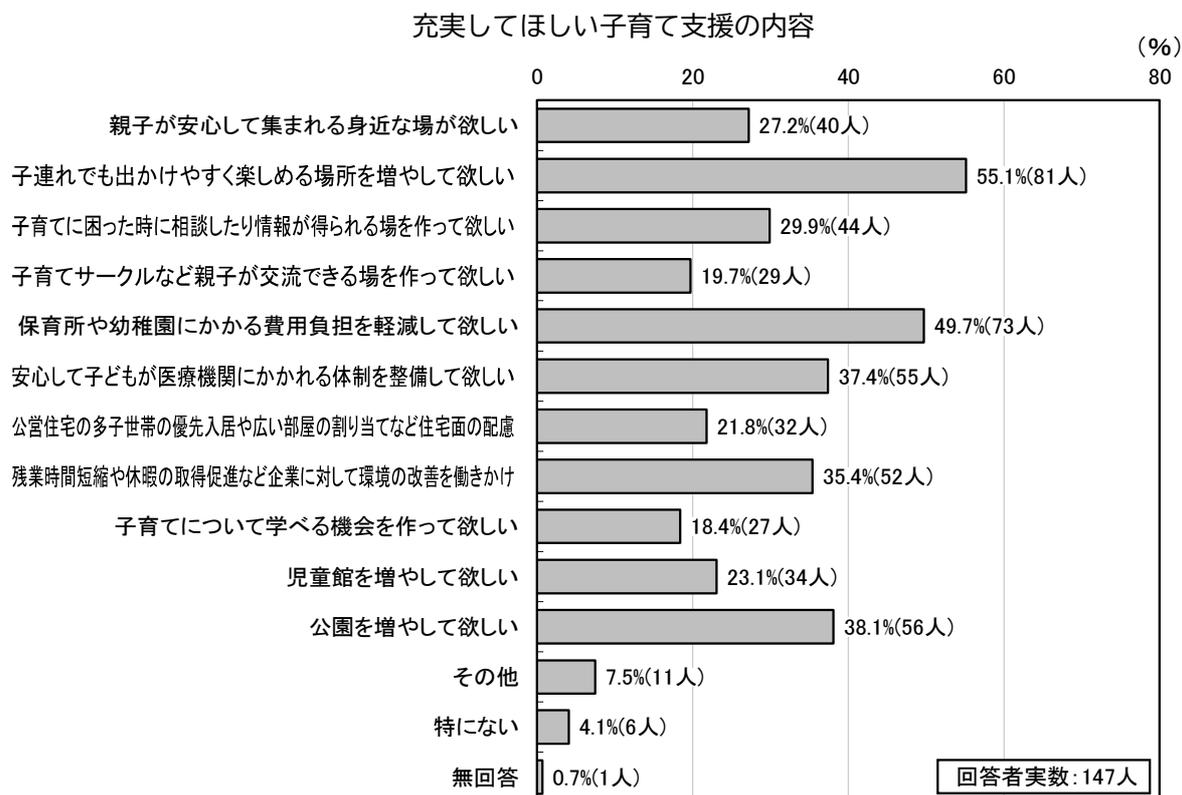
教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

	回答者実数	病気に関すること	発達・発育に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよく分からないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもとの時間を十分に取れないこと	話し相手や相談相手がないこと	仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	子どもの教育に関すること	登園拒否、不登校などの問題について	経済的に負担が大きいこと
利用している	116人	19.0% (22人)	20.7% (24人)	19.8% (23人)	4.3% (5人)	11.2% (13人)	13.8% (16人)	6.9% (8人)	12.9% (15人)	19.0% (22人)	1.7% (2人)	19.8% (23人)
利用していない	31人	12.9% (4人)	38.7% (12人)	32.3% (10人)	9.7% (3人)	3.2% (1人)	0.0% (0人)	3.2% (1人)	9.7% (3人)	9.7% (3人)	0.0% (0人)	19.4% (6人)

	回答者実数	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になること	配偶者、パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子どもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスがたまつて、子どもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまうこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	その他	特になし	無回答
利用している	116人	0.9% (1人)	1.7% (2人)	3.4% (4人)	8.6% (10人)	17.2% (20人)	1.7% (2人)	1.7% (2人)	3.4% (4人)	31.0% (36人)	8.6% (10人)
利用していない	31人	6.5% (2人)	3.2% (1人)	0.0% (0人)	3.2% (1人)	6.5% (2人)	3.2% (1人)	6.5% (2人)	6.5% (2人)	29.0% (9人)	9.7% (3人)

④充実してほしい子育て支援の内容

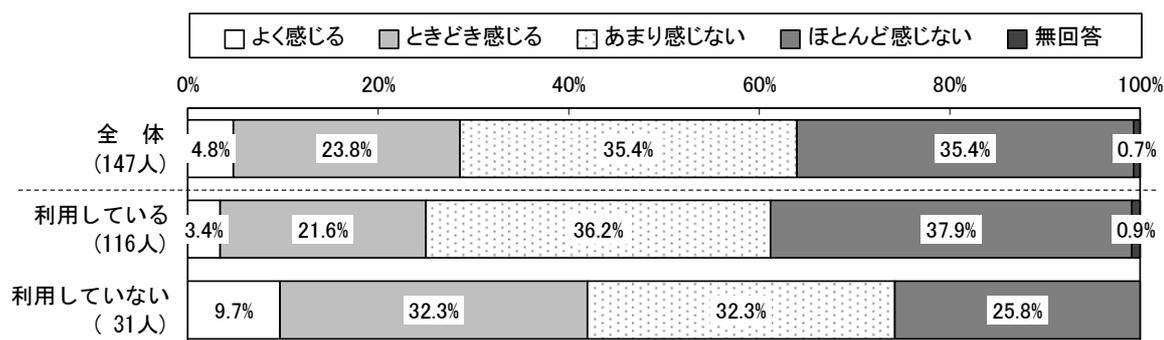
行政に望む子育て支援の内容については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 55.1%と半数を超えるほか、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が 49.7%と、これら2項目が特に高い。また、「公園を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」も3割を超え、高くなっている。



⑤孤独を感じる時

子育てをされていて孤独を感じるかについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた“孤独感あり”の割合は 28.6%となっている。また、教育・保育サービスの利用有無別にみると、「利用している」では“孤独感あり”は 25.0%、「利用していない」では 42.0%を占め、サービスを利用せず家庭で保育している方で、孤独を感じる割合が高いことがうかがえる。

全体・教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じる時

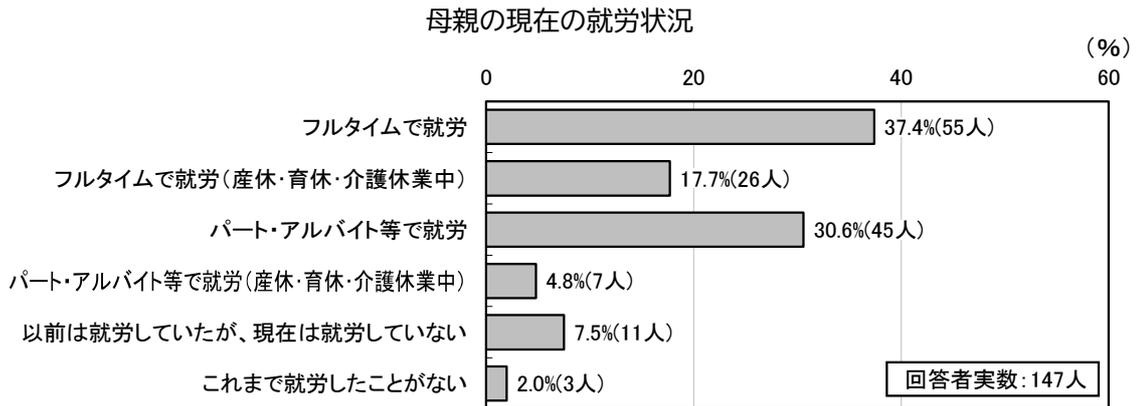


(2)-2 母親の就労状況

①母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 90.5%となっている。フルタイムでの勤務は 55.1% (37.4%+17.7%)、パート・アルバイト等での勤務は 35.4%(30.6%+4.8%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本村の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 9.5%(7.5%+2.0%)であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

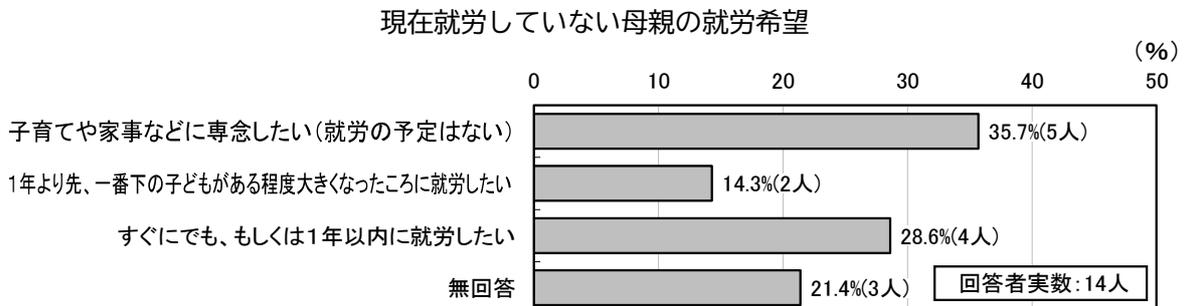


(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 88.4%となっている。フルタイムでの勤務は 57.8% (48.3%+9.5%)、パート・アルバイト等での勤務は 30.6%(27.2%+3.4%)である。なお、就労していない母親は 9.5%(7.5%+2.0%)であった。

②現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」と考えている割合は 35.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は 28.6%となっている。

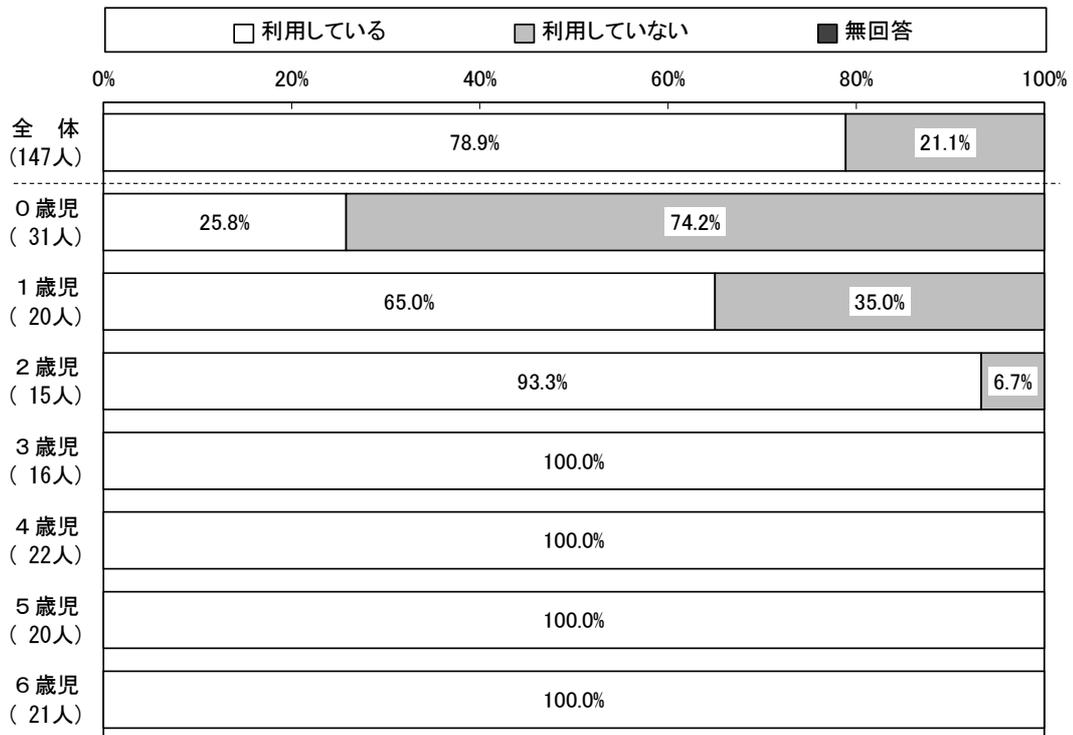


(2)-3 教育・保育サービスの利用について

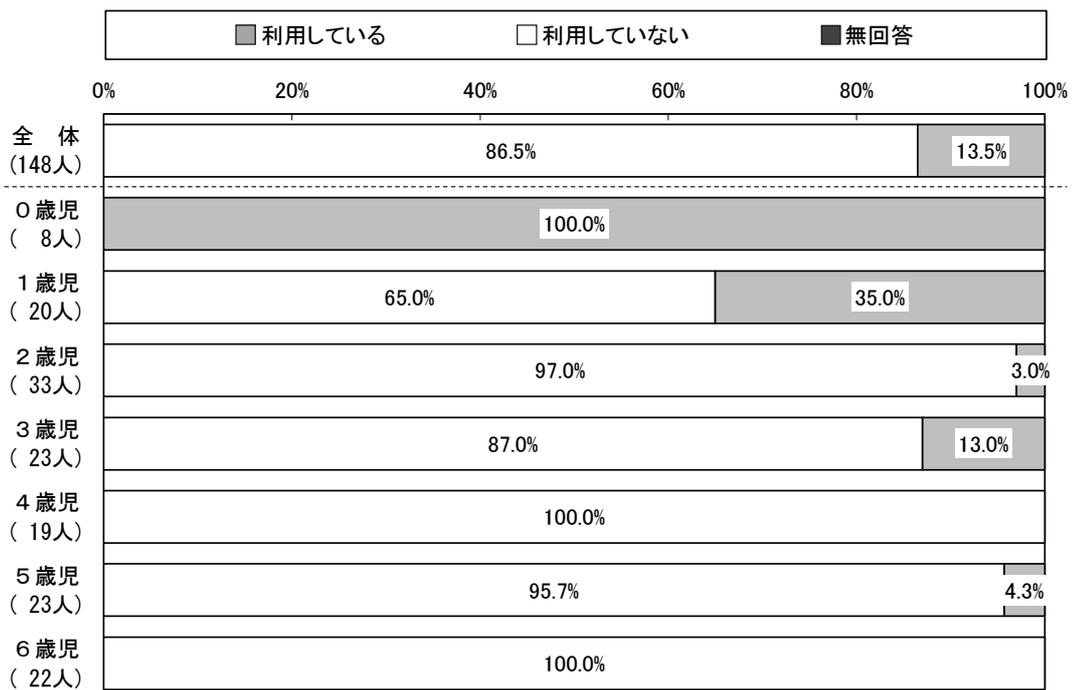
①教育・保育のサービスの利用の有無

教育・保育サービス利用有無をみると、ほぼすべての年齢で利用率が上昇している。前回調査時は、0歳児の利用はなかったが、今回調査では2割半ばの利用がある。

全体・こどもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



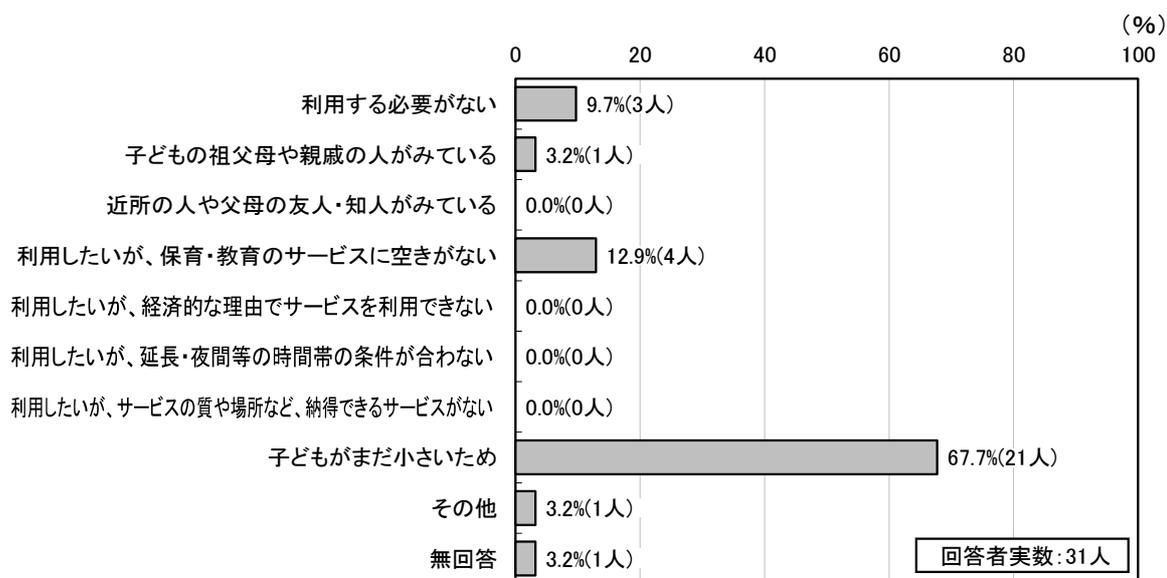
(前回)



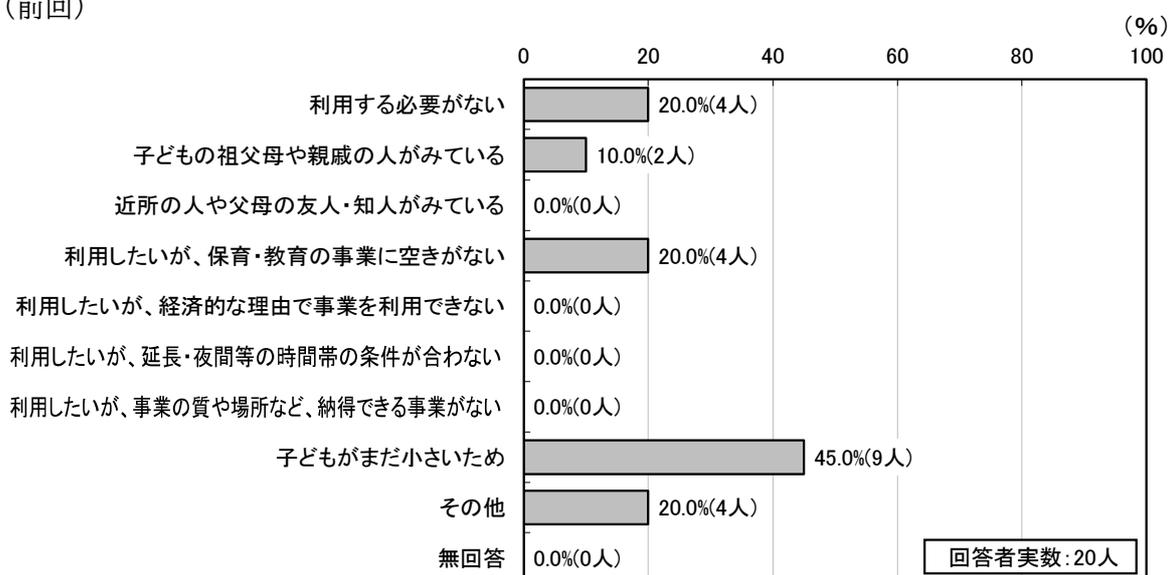
②教育・保育サービスを利用していない理由

教育・保育サービスを利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が67.7%で最も高く、待機児童にもあたる「利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない」という回答は12.9%となっている。前回調査時には、「空きがない」という回答が20.0%あり、今回調査では減少している。

教育・保育サービスを利用していない理由



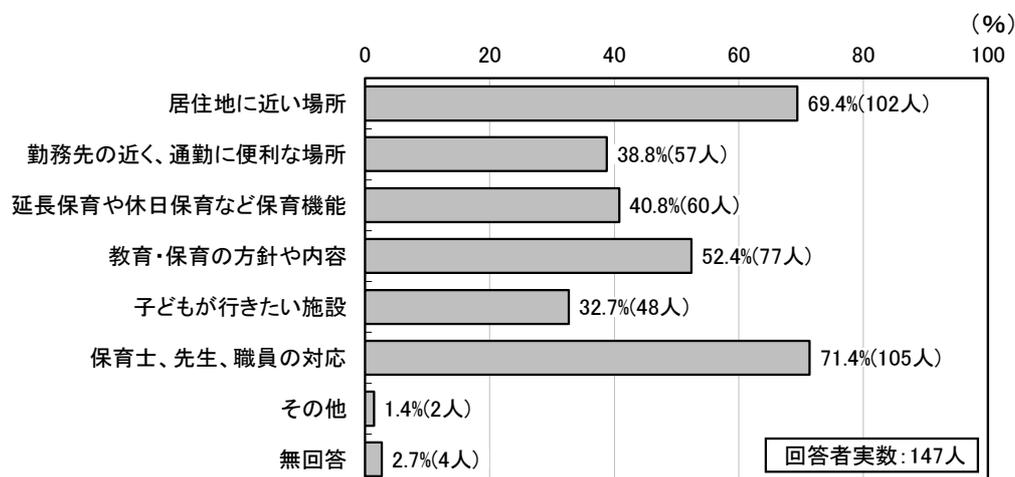
(前回)



③教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「保育士、先生、職員の対応」が高く71.4%を占めている。そのほか、「居住地に近い場所」が69.4%、「教育・保育の方針や内容」が52.4%と続いており、これら3項目が高い。

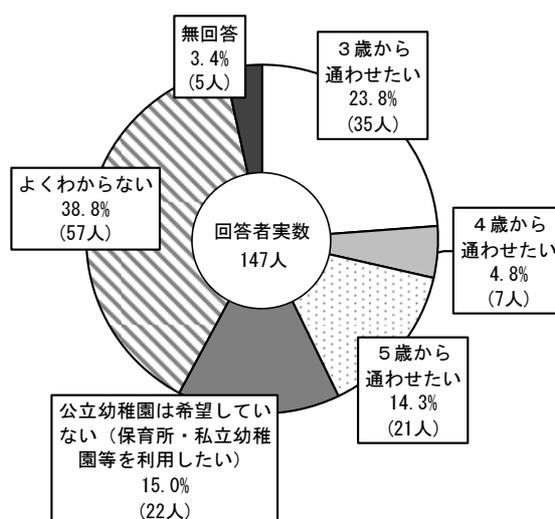
教育・保育サービスを選ぶときに重視すること



④複数年保育の幼稚園の利用意向

複数年保育の幼稚園の利用意向については、「3歳から通わせたい」という回答が23.8%と、「4歳から通わせたい」、「5歳から通わせたい」と比べると高く、早い時期からの幼児教育ニーズが高い。また、「公立幼稚園は希望していない(保育所・私立幼稚園等を利用したい)」が15.0%となっている。

複数年保育の幼稚園の利用意向



⑤ 村立幼稚園で複数年保育を利用する際の条件について

「3歳から通わせたい」「4歳から通わせたい」理由や利用する際の条件について尋ねた。

大半の意見は、例として挙げた項目が多かった。

以下、記入の多い声について記載する。

〔例として挙げた項目〕

- ・ 給食提供（毎日給食）
- ・ 時間の延長（18時30分～19時まで、親の残業に応じて延長 など）
- ・ 土曜日受入れ

〔そのほかの理由や条件〕

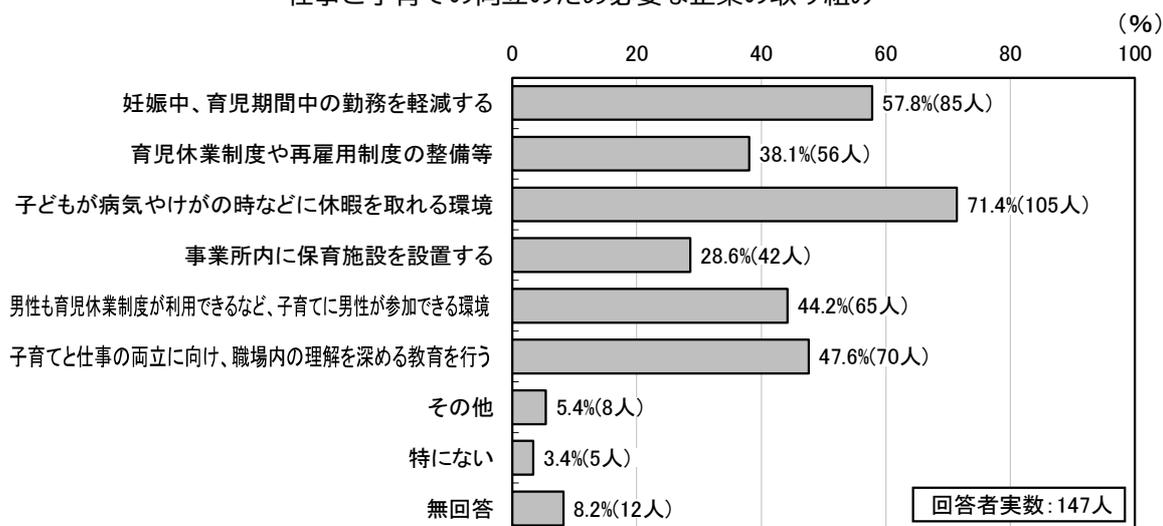
- ・ 子どもの成長の為（集団生活、子や親の成長を見てほしい など）
- ・ 研修等を行い質の向上
- ・ 夏休みも通常と同じ受入れ

(2)-4 子育てと仕事の両立について

① 仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みについては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が71.4%で最も高く、また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」（フレックスタイム、短時間労働制度等）が57.8%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」が47.6%、「男性も育児休業制度が利用できるなど、子育てに男性が参加できる環境」が44.2%で高くなっている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

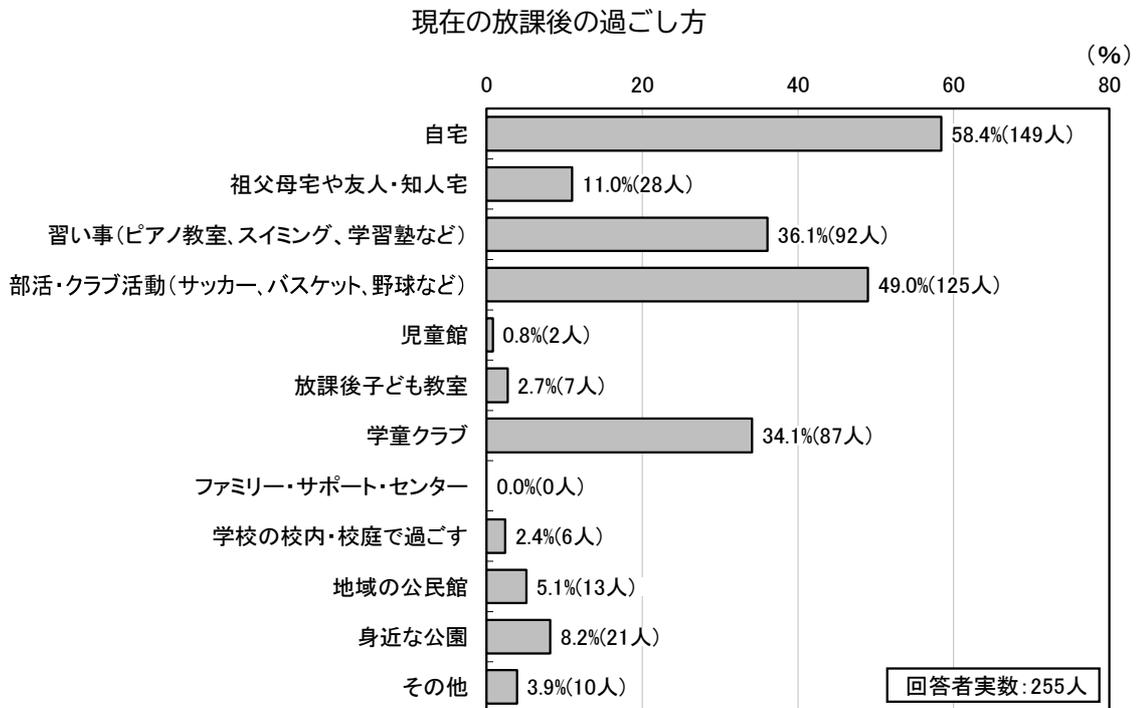


(3)小学生保護者調査の調査結果より

(3)-1 放課後の過ごし方について

①現在の放課後の過ごし方

放課後は「自宅」で過ごすという回答が最も高いほか、「部活・クラブ活動」、「習い事」、「学童クラブ」という回答が高い。

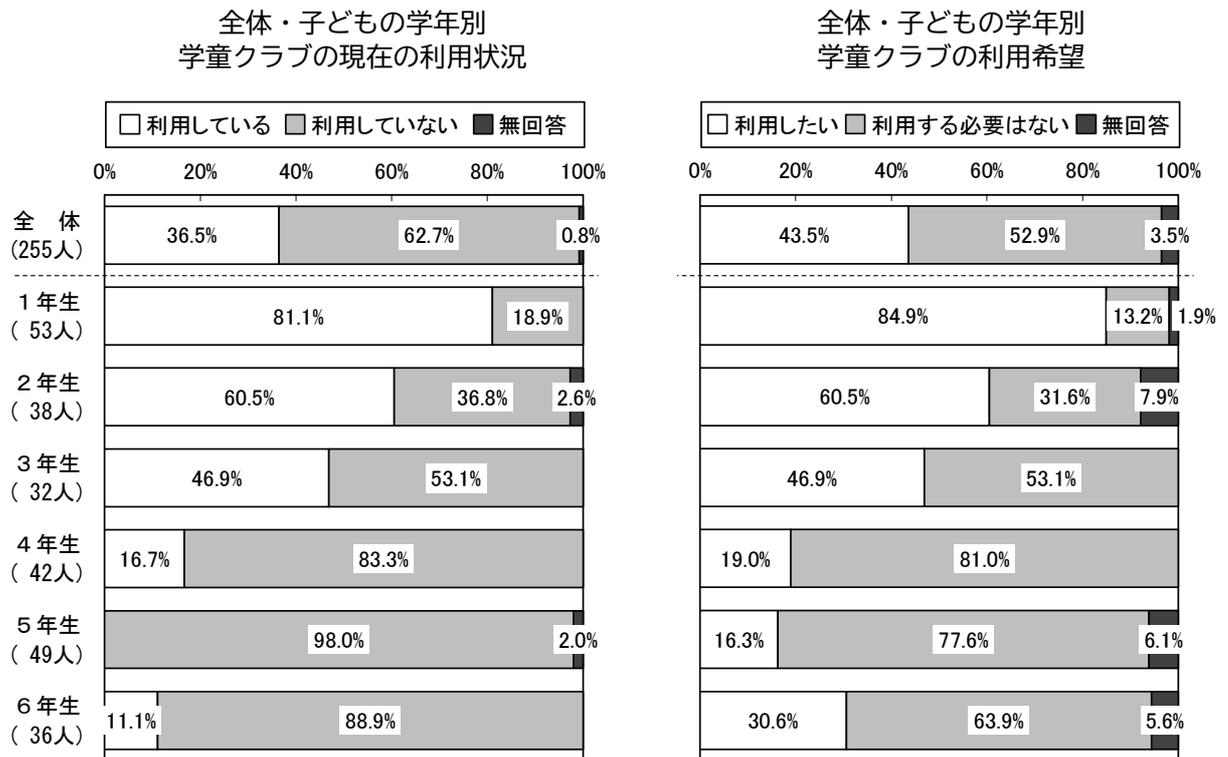


(3)-2 学童クラブの利用について

①学童クラブの現在の利用状況と利用希望

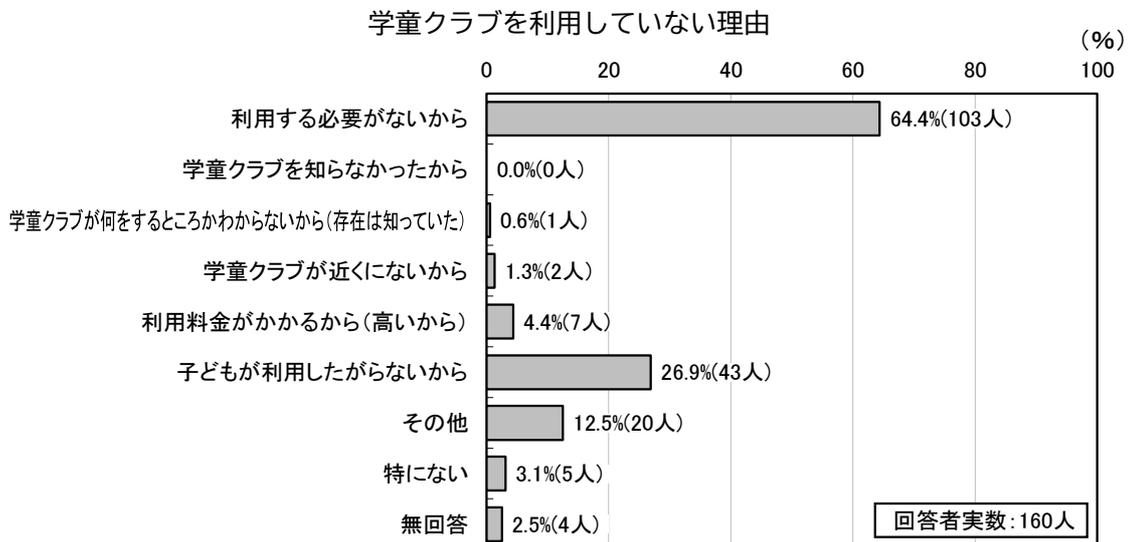
学童クラブを「利用している」割合は36.5%、「利用したい」割合は43.5%となっている。

学童クラブの利用希望を学年別にみると、すべての学年で利用割合を同程度か上回り、1年生では84.9%と高く、次いで2年生が60.5%と4年生までは利用率とほぼ同率だが、5・6年生では利用率を上回っている。



②学童クラブを利用していない理由

学童クラブを利用していない理由では、「利用する必要がないから」が64.4%で最も高く、次いで「子どもが利用したがらないから」が26.9%となっている。また、「利用料金がかかる(高いから)」が4.4%ある。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

本計画の理念は「第2期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承するものとします。

子どもたちがのびのび育ち 笑顔あふれるむら・宜野座

- 子どもたちは限りない可能性を持つ存在であり、子ども一人ひとりの豊かな個性が育まれるとともに、子ども自身が自ら考え、判断し、行動できる「生きる力」を身につけていくことが大切です。次代を担う子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと育っていくことができるよう、子どもの視点に立ち、家庭、学校、地域が一体となった子どもの健やかな成長を支えるむらづくりを目指します。
- 「てんぷす・宜野座」宣言を踏まえ、親子の絆を育むとともに、全ての子育て家庭が地域において安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進め、子どもたちも家庭や地域の愛情を感じながら健やかに成長していくことで、健全な世代構成が継続していけるむらづくりを目指します。



2. 計画の視点

本計画の推進にあたり、「第2期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」の視点を継承して取り組めます。

(1)子どもの視点

全ての子どもが心豊かに健やかに育つよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を擁護するとともに、住民一人ひとりが子どもの利益を最大限に尊重するという認識を深め、子育てを応援するむらづくりを推進します。

(2)次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となる認識の下に、豊かな人間性や社会性を育むとともに、子どもを生き育てることの意義や家庭の役割を自覚し、自立して生活できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組む視点を持ちます。

(3)社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は家庭にあるものの、地域社会の一員である子どもの健やかな成長のためには、地域をはじめ行政、各関係機関、企業等がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携と協働を図ることが重要です。子育てを地域社会全体で支えるという認識を深め、地域社会の子育て支援機能や教育力の向上を図るとともに、地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進します。

(4)全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要となります。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分に踏まえて取り組みを進めることが重要となります。

3. 基本目標

本計画は、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援に関する必要な事項を定めることとしています。そのため、子ども子育て支援のための以下の基本目標を定め、基本目標にかかる必要な施策・事業を推進します。

(1)子どもの健やかな成長に資する環境づくり

- 増え続ける保育ニーズに応えていくために、保育の量的整備を進め待機児童の解消を図るとともに、教育・保育の質の向上に取り組みます。また、子育て支援のニーズも多様化しており、これに応えていけるよう、子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。
- 放課後の子どもの居場所については、学童クラブがありますが、ニーズを踏まえた受け皿の確保が必要です。また、学童クラブ以外の居場所についても、村内の社会資源等を確認しながら、身近な地域での居場所の確保を検討します。
- 子どもの豊かな感性や表現力、協調性、自主性などを育むために、文化センター等の生涯学習施設において子どもが主体的に活動できる機会や親子がふれ合う機会及び学習・読書・創作活動等の機会を提供していきます。また、こうした取り組みに加え子どもの健康・体力の向上に資するよう、運動・スポーツに親しめる地域の環境づくりを推進します。
- 家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。そのため、家庭における教育力の向上を支援するために、家庭と学校が連携した家庭における学習習慣の定着、規範意識の醸成、望ましい生活習慣の確立などの取り組みを進めます。また、家庭で夢や目標について語り合う等、キャリア教育の啓発も図ります。
- 子どもの学びにおいては地域が与える影響も大きく、地域におけるあいさつ、声かけ、大人との交流などにより、子どもの社会性や自己を制御する能力等人間力を高めていきます。そうした地域の教育力を高めていくために、地域と家庭、関係機関、団体等が連携し、地域の人と人とのつながりを深める取り組みや規範意識、マナーの育成に資する取り組みを進めます。

(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時における妊婦の健康や生活等の状況把握及び妊婦健康診査等を通して、妊婦への必要な保健指導を行います。出産後も母親の育児不安を解消するため訪問等による相談支援や育児を支援するための講座の開催等に取り組みます。また、乳幼児等の健康確保及び増進を図るために、乳幼児健康診査による疾病等の早期発見・早期対応を図るとともに、むし歯予防対策、予防接種等の各種保健事業を推進します。
- 児童期からの生活習慣病予防対策として、小学5年生と中学2年生を対象に健康診断を実施し、生活習慣改善指導を通じた健康づくりへの意識を高めています。
- 日頃の食習慣が、子どもの心と体の健康に大きく関係します。幼児期から正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成、家族関係づくりにより、心身の健全育成を図るために家庭、学校、行政及び地域が連携した食育の充実に取り組みます。
- 成長過程にある思春期の子どもの心身の健康を守るために、今後も飲酒・喫煙の防止並びに薬物乱用防止のための教育・指導に取り組みます。また、子どもから大人へと育ちゆく中で自分の体や性について正しく学び自他の命の大切さを伝えるなど、思春期対策の充実に取り組みます。

(3)子ども等の安全・安心の確保

- 子どもを交通事故から守るために、ガードレールや横断歩道等の交通安全施設の整備・点検を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発や子ども達への交通安全教育・指導の充実を図ります。
- 近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが全国的に多発しており、沖縄県でも不審者による声かけや犯罪未遂事件が増えています。このため、子どもを犯罪等の被害から守るために、夜間パトロールの推進や地域と連携した防犯体制の構築及び学校における防犯指導、地域や教育・保育施設における防犯設備の整備等の充実を図ります。
- 安心して子育てを行うには、外出に際しても安心して出かけられる環境づくりが大切です。そのため、計画的な歩道の整備や公共施設における授乳室、オムツ替えができる場の確保、乳幼児と一緒に利用できるトイレの整備等に取り組めます。

(4)要支援児童等への対応などきめ細かな支援の推進

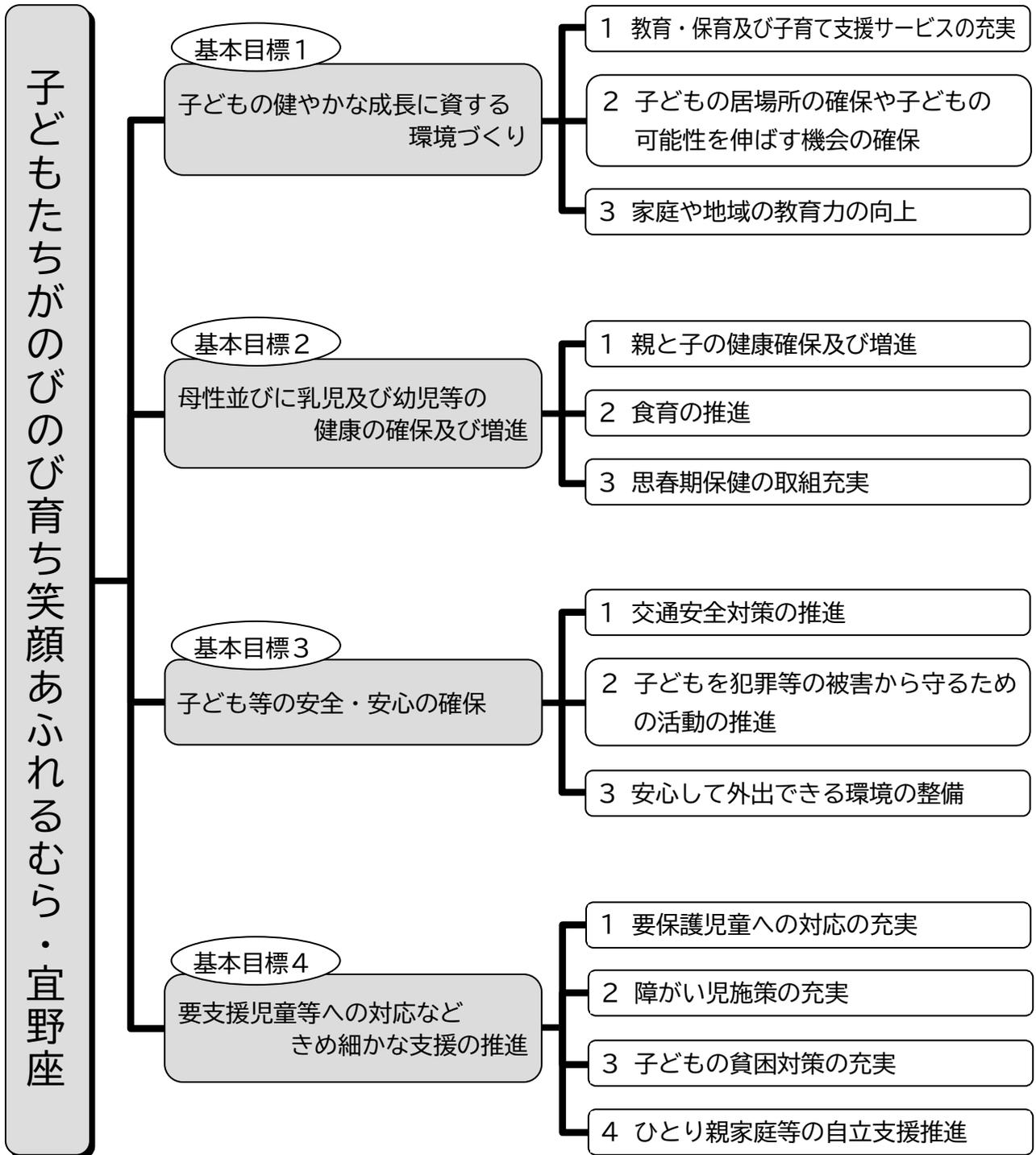
- 児童虐待や不登校及び保護者による養育が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、要保護児童対策地域協議会の開催を通して、関係者、関係機関が連携した支援を行います。また、要保護児童の早期発見について地域への啓発を行います。
- 障がいのある子どもと共に生きる地域の一員として、子どもの発達を支援し、地域で安心して暮らしていけるよう、療育の連続性を踏まえて保健・福祉・教育分野の密接な連携及び専門機関や専門家等と連携した、発達支援保育、特別支援教育、保護者への相談支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童の交流学習を通して多様性を認め合う、共生社会の実現を目指します。
- 貧困家庭の子どもをはじめとする、課題を抱える子ども達が自立した生活を送れるよう、食事の提供や、生活支援、学習支援、キャリア形成支援等を行う拠点を引き続き確保するとともに、子ども支援員については、関係機関等との連携を密にし、活動の充実を図ります。
- ひとり親家庭が自立していけるよう、情報の提供やその他必要な支援を行います。

4. 子ども・子育て支援施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを規定しています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の方法と実施時期を示す必要があります。

作成指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）ただし、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の実情に応じて、子どもの認定区分ごとの設定または事業ごとに設定することができる。
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

本村では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は村全域（1区域）とします。

- 行政区単位、小学校単位では子どもの人口規模が小さく、需給調整のための教育・保育施設の整備や事業実施のバランスが取りにくい、中学校区単位だと村全域であるため、村全体を受け皿として需給調整がより柔軟にできる。
- 村内はどこに行くのも、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能であり、あえて区域を分ける必要性が低い。また、利用者にとって村全域だとわかりやすく、利便性が良い。

2. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

量の見込みと、確保方策について

- 本村の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づいて設定しました。
- 公立幼稚園については、令和6年3月策定の「宜野座村認定こども園移行計画」に基づき、3幼稚園と公立保育所を統合し、令和8年度より公立認定こども園に移行します。これにより、公立園での0～5歳児までの教育・保育を実施していきます。
- 本村では、現在、4月時点での待機児童がいないため、現状の受け入れ体制を維持しつつ、公立認定こども園への移行を行うとともに、認可保育園での5歳児保育を推進し、村内各園において、0～5歳児までの連続した教育・保育を提供できる体制づくりを進めていきます。また、私立保育園の認定こども園移行予定があり、これも含めた確保方策を見込んでいます。

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	10	7	7	7	7
②確保方策	19	10	7	7	7	7
公立幼稚園	19	10	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	0	4	4	4	4
認定こども園(私立)	0	0	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0	0

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	218	205	194	186	188	192
2号教育	61	55	52	50	51	52
2号保育	157	150	142	136	137	140
②確保方策	229	218	200	200	200	200
公立保育所	32	26	0	0	0	0
私立保育園	125	117	55	55	55	55
公立幼稚園	72	75	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	0	60	60	60	60
認定こども園(私立)	0	0	85	85	85	85
②-①	11	13	6	14	12	8

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	27	27	27	27
②確保方策	17	21	27	27	27	27
公立保育所	4	6	0	0	0	0
私立保育園	13	15	9	9	9	9
認定こども園(公立)	0	0	6	6	6	6
認定こども園(私立)	0	0	12	12	12	12
②-①	△4	0	0	0	0	0

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127	118	126	126	126	126
②確保方策	135	118	126	126	126	126
公立保育所	26	25	0	0	0	0
私立保育園	109	93	36	36	36	36
認定こども園(公立)	0	0	30	30	30	30
認定こども園(私立)	0	0	60	60	60	60
②-①	8	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。村内の保育施設全園で事業を実施し、量の見込みに対応します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	(170)	170	170	170	170	170
確保方策	人	(162)	170	170	170	170	170
	箇所	3	3	3	3	3	3

※人=実利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。ニーズ調査より算出された量の見込みに対し、新規クラブの整備のほか、児童館整備、地域資源の活用(公民館等)など、様々な方法について状況を見極めながら居場所づくりを進めます。本事業の整備については、必要に応じて、令和9年度に中間見直しを行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	168	178	183	184	185	173
確保方策	人	185	160	160	200	200	200
	箇所	4	4	4	5	5	5
	公設	0	0	0	0	0	0
	民設	4	4	4	5	5	5
	支援単位	4	4	4	5	5	5

※人=実利用人数

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て支援拠点事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

村内の実施施設2園すべてにおいて安定した子育て支援が提供できるよう、全体的な質の向上を目指します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(1,839)	1,800	1,840	1,840	1,840	1,840
	箇所	2	2	2	2	2	2
確保方策	人日	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
	箇所	2	2	2	2	2	2

※人日=年間延べ利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(4)一時預かり事業

1)幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する一時預かりに係る支援を行う事業です。公立幼稚園は第2期計画期間まで、別事業で預かり保育を実施しておりました。令和7年度は本事業により預かり保育を実施し、令和8年度以降は、公立幼稚園が認定こども園に移行することから、1号認定での一時預かりについて、ニーズに対応していきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	15,860	12,900	168	168	168	168
確保方策	人日	15,860	12,900	168	168	168	168
	箇所	3	3	2	2	2	2

※人日=年間延べ利用人数 ※実績より見込み算出

2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。一時預かり事業を実施できる状況にするため、保育士確保についての施策を検討します。

令和8年度より乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始されるため、本事業との違いについて、周知・広報を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(282)	290	290	290	290	290
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日	(219)	290	290	290	290
	箇所	2	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	(63)	65	65	65	65

※人日=年間延べ利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 ニーズ調査より見込み算出

(5)病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。過去に実施したが実績がなかった経緯や関係機関からの意見を踏まえ、本計画においては未実施で見込んでいます。ニーズに対しては、近隣市町村の病児・病後児保育を案内するなど、情報提供を行い、対応します。

(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。ファミリー・サポート・センターの役割を周知し、地域においてこどもの預かりの援助を行うサポーターの確保に努めます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学児)	人日	(0)	12	24	24	24	24
確保方策	人日	(0)	12	24	24	24	24

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。実施体制について検討し、量の見込みに対応します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	84	84	84	84	84
確保方策	人日	0	84	84	84	84	84
	箇所	0	1	1	1	1	1

※人日＝年間延べ利用人数 ※ニーズ調査より見込み算出

(8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

(特定型)

役場窓口において、保育所(園)等の利用に関する助言を保護者へ行い、円滑な保育ニーズへの支援をします。

(こども家庭センター型)

妊娠期、保護者や乳幼児の健康保持増進のために、未把握や未受診児の減らす取組を強化し、保健指導を実施していきます。

(妊婦等包括相談支援事業型)

妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。※令和6年度までは出産・子育て応援交付金の中の事業として実施

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	0	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	116	120	120	120	120	120

(9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。早期に母子へアプローチし、家庭状況や養育状況を把握し、必要な支援を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	66	65	65	65	65	65
確保方策	人	(66)	65	65	65	65	65

※人=実利用人数 ※ () 内は令和5年度実績 実績よりニーズ算出

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を担います。

令和5年度までは家事支援及び育児・養育支援も事業対象でしたが、令和6年度からは家事支援及び育児・養育支援が「子育て世帯訪問支援事業」の対象となったため、家事支援は「子育て世帯訪問支援事業」に量の見込みと確保方を掲げます。養育支援訪問事業では育児・養育支援の取組として、令和8年度より実施を見込みます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	2	2	2	2
確保方策	人	0	0	2	2	2	2

※人=実人数

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。別事業において体制強化しているため、更なる体制強化が必要となれば、令和8年度より見込みます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	0	1	1	1	1
確保方策	箇所	0	0	1	1	1	1

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。引き続き、妊娠届出時における保健指導の中で、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(535)	600	600	600	600	600
確保方策	人回	600	600	600	600	600	600

※人回=年間延べ利用回数 ※ () 内は令和5年度実績 実績より二一ズ算出

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、学校教育課の就学援助の支給状況やニーズを把握し、必要性について検討していきます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	5	5	5	5
確保方策	人	0	0	5	5	5	5

※人=実利用人数 ※実績よりニーズ算出

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が新規参入事業者に対して事業経験のある者を活用した巡回支援等を行ったり、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。事業者の参入見込みがないことと、加配に対する補助は別事業で実施しているため、未実施で見込んでいます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0	0
確保方策	箇所	0	0	0	0	0	0

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、家事支援が、令和6年度より本事業に移行しています。本村では、本事業に類似した事業(北部地区を対象とした、県受託事業所によるサービス)を提供しているため、令和8年度以降の実施を見込みます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	2	2	2	2
確保方策	人	0	0	2	2	2	2

※人=実人数

(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。養育支援の充実を図るため、令和8年度以降の実施を見込みます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	3	3	3	3
確保方策	人	0	0	3	3	3	3

※人=実人数

(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。教育委員会と連携を取りながら、地域を巻き込んだ取り組みを検討していきます。

(18)産後ケア事業

出産後から1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	25	50	60	60	60	60
確保方策	人回	40	80	100	100	100	100

※人回=年間延べ利用回数

(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新制度です。本村では、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	260	260	520	780
確保方策	人日	0	0	260	260	520	780

※人日=年間延べ利用人数

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標1

子どもの健やかな成長に資する環境づくり

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

現状と課題

(預かり保育)

○幼稚園の預かり保育は、村の単独事業として実施している(地域子ども・子育て支援事業ではない)。無資格者による預かりであり、教育時間の職員と専門的な連携や共有が難しい。また、長期休業期間中は給食センターが休業しているため保護者が毎日お弁当を作っており、一部の世帯は準備に困難さを感じている様子が見受けられる。

(一時預かり)

○保育所における一時預かり(一時預かり事業の幼稚園型以外にあたる)は、村内2園で実施しており、ニーズへの対応に努めている。

(ファミリー・サポート・センター)

○ファミリー・サポート・センター事業は、北部9町村合同で実施している。利用者は増加傾向にあるが、サポーター養成が出来ていない。現在のサポーター養成講座は、3ヶ月の期間で6日の講座を受講することになっており、時間がかかるため、養成講座の実施方法を検討し、養成講座を受講しやすくすることが今後の課題である。

(地域子育て支援センター)

○地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)は、村内2園で実施している。各施設とも常勤の支援員を配置し、子育て相談、講座やイベントを開催し、保護者が相互の交流を行っている。

(学童クラブ)

○学童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、村内4カ所で実施している。村内・村内クラブの保育料と開所時間を統一し、クラブ間の差をなくすように取り組んできた。クラブの運営安定や資質向上のために、職員の処遇改善、村内クラブの運営マニュアルの整備が必要である。

(保育士確保)

○保育士確保においては、村では保育士就職準備金貸付事業による確保推進を行っているが、確保実績は少ない。今後も保育士確保に努める必要がある。

(就学前から小学校への接続、架け橋プログラム)

○県の架け橋プログラムを基にして取組を行っている。昨年からの接続研修会を実施し、小学校と幼稚園の参観等を行っている。架け橋プログラムは現在の取組を行った上で作成していく予定である。

今後の取り組み

①教育・保育体制の充実

取り組む内容	主管課
<p>教育・保育事業の量の見込みを踏まえ、ニーズに対応する教育・保育の受け皿を確保する体制整備を行います。</p> <p>また、村立の幼稚園と保育所を統合し、認定こども園として0～5歳児までの一貫した教育・保育を提供するとともに、村内法人園も含め、0～5歳児までの連続した教育・保育を実施し、村の就学前教育・保育の体制充実を図ります。</p>	<p>こどもみらい課 学校教育課</p>

②時間外保育事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>就労形態の多様化による、やむを得ない理由により、通常の保育時間を延長して預けることができるよう、今後も保育施設等において、時間外保育事業を実施します。</p>	<p>こどもみらい課</p>

③幼稚園における預かり保育の実施

取り組む内容	主管課
<p>幼稚園在園児を対象に、保護者の就労や急な用事などに対応していけるよう、今後も通常の教育時間の終了後(降園時間以降)及び夏休みなどの長期休業の際の預かり保育(村単独事業)を実施します。</p> <p>また、令和8年度からは、村立幼稚園を村立保育所と統合し、認定こども園に移行することで、現在預かり保育を必要としている園児を2号認定として、通常保育による夕方までの受け入れを行います。</p>	<p>学校教育課</p>

④一時預かり事業(幼稚園型以外)の推進

取り組む内容	主管課
<p>保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時預かりを今後も実施します。</p> <p>また、保育士確保による適切な事業実施に取り組めます。</p>	<p>こどもみらい課</p>

⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズに対応していけるよう、今後も「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」への事業委託を行います。また、サポーター養成講座の受講者を増やし、サポーターの確保に努めます。</p>	<p>こどもみらい課</p>

⑥地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育ての孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うために、今後も地域子育て支援拠点事業を実施します。</p> <p>今後は、利用者支援事業とのスムーズな連携方法について検討していきます。</p>	こどもみらい課

⑦病児・病後児保育ニーズへの対応

取り組む内容	主管課
<p>第3期計画期間においての病児・病後児保育事業の実施は見込んでいませんが、利用ニーズに対しては、近隣市町村の病児・病後児保育を案内するなど、情報提供を行います。</p>	こどもみらい課

⑧乳児等通園支援事業の実施(こども誰でも通園制度)

取り組む内容	主管課
<p>保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新制度について、実施に努めます。</p>	こどもみらい課

⑨放課後児童健全育成事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童について、放課後における適切な遊びや生活の場を与えるなど、児童の健全育成を図るために、今後も放課後児童健全育成事業を実施します。</p> <p>クラブの運営安定や資質向上のために、職員の処遇改善、村内クラブの運営マニュアルの整備等を行います。</p>	こどもみらい課

⑩保育士の資質向上

取り組む内容	主管課
<p>今後も、県が実施する保育士の専門性の向上を図るための研修への参加及び、村が実施する保育士スキルアップ事業への参加を通して、保育士の資質向上を図ります。</p> <p>また、保育士スキルアップ事業については、保育士のニーズを踏まえた研修等を実施するなど、内容の充実を図ります。</p>	こどもみらい課

⑪保育士確保・定着の推進

取り組む内容	主管課
<p>教育・保育のニーズに適切に対応していけるよう、保育士確保のために、県の補助事業活用や村事業による保育士確保事業を実施していきます。また、保育士の離職を防ぎ、定着を図るため、新任保育士への研修等行います。</p>	こどもみらい課 学校教育課

⑫教育・保育の質の向上

取り組む内容	主管課
<p>教育・保育の質の向上を図るため、発達段階に応じた教育・保育に関する各種研修の実施や、保幼小連携の体制強化を図ります。</p> <p>3歳から5歳児における幼児教育の充実を図るため、質の高い教育の提供体制の構築、小学校教育との円滑な接続、発達や学びが連続できる環境の整備等、幼児教育の基本方針を示す「宜野座村幼児教育政策プログラム」の策定に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 こどもみらい課</p>

⑬地域における子育て支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>社会福祉協議会や、自発的に活動する子育て支援団体、事業所、地域の団体等とともに、地域の中で子育て支援をする輪を広げていく仕組みづくりに努めます。</p>	<p>こどもみらい課</p>

2. 子どもの居場所の確保や子どもの可能性を伸ばす機会の確保

現状と課題

(放課後の居場所)

○村では、小学生の放課後児童対策として、学童クラブ(放課後児童健全育成事業)を実施し、共働き家庭の子の放課後の居場所の確保に努めています。ニーズに対応する受け皿の確保を行う必要があります。また、学童クラブ以外の放課後の居場所について、地域ニーズを踏まえながら居場所の確保を検討する必要があります。

(中央公民館講座)

○子どもを対象とした講座としては、星空教室、陶芸教室、イラスト教室、絵画教室など、夏休みの期間で親子で参加できる取組みを行っている。また、年2回のバッティング教室は好評であり、継続して実施されている。村のLINEや防災無線、各家庭にチラシで配布するなど周知しており、参加者の定員はほぼいっぱい状況であり、キャンセル待ちの場合もある。参加希望者が参加できるようにしていくことが課題である。

(がらまん大賞)

○年に一度、村内の小中高校生を対象に、絵画やイラスト、まんが、造形の4部門で作品を募集し、優れた作品を表彰している。特に副賞である「東京研修」が魅力となっている。学校ごとの作品数に偏りがある。

(社会教育の推進)

○中学校の部活動や小学生の陸上競技、空手などのスポーツ活動において、地域の人材を活用した指導が行われている。また、村内では野球、バスケットボール、バレーボール、サッカーなどの少年スポーツ団体が活動しているほか、村児童オリンピック大会や村陸上競技大会、村駅伝大会を開催し、多くの子どもが参加している。今後も多くの子どもたちに参加してもらえるよう、地域の人材と協力し事業を継続していく必要がある。

(体育施設の整備・設備)

○体育施設を開放することで、子どもたちがスポーツに親しみ、健康・体力向上に資する環境を提供している。体育施設を開放することにより、放課後や休日に子どもたちが運動を行う場が確保され、また、運動会などの学校イベントで雨天時対応等での利用がある。施設の老朽化に伴い修繕が必要な箇所があるため、施設の維持管理に努める必要がある。

今後の取り組み

①放課後の居場所の確保

取り組む内容	主管課
共働き家庭の小学生が、放課後安心して過ごせる居場所を確保するため、ニーズを踏まえた学童クラブ(放課後児童健全育成事業)の受け皿の確保を行います。 また、学童以外の居場所として、就学前から就学児が利用できる居場所の確保に努めます。	こどもみらい課

②中央公民館講座の充実

取り組む内容	主管課
<p>子ども達のニーズなどを踏まえ、星空教室、陶芸教室、イラスト教室、絵画教室など、夏休みの期間に親子で参加できる取組みを行います。また、参加しやすい日程や開催か数を増やすなど、参加促進を図ります。</p> <p>なお、バッティング教室は好評で、毎回募集定員を上回る申し込みがあるため、継続して開催していきます。</p>	社会教育課

③図書館の利用促進

取り組む内容	主管課
<p>子どもの読書への関心を高めるために地域の保育園や学校司書、ボランティア等と連携したお話会や子ども読書フェスティバル等を今後も開催します。</p> <p>また、図書館利用者から求められるサービスが多様化しているため、地域や学校、他機関と連携し利用者のニーズに応えられるようサービスの充実に取り組めます。今後も新規来館者の獲得に向けて村内外へ更なる周知を図ります。</p>	社会教育課

④がらまん大賞の推進

取り組む内容	主管課
<p>創作の分野において優れた作品を表彰することにより、創造力に富み平和と活力に満ちた潤いのある社会の形成に貢献する人材の育成及び宜野座の文化振興に寄与することを目的に、今後も村内小中高校生対象に、絵画、イラスト、まんが、造形の各部門で優れた作品を表彰します。</p>	社会教育課

⑤社会体育の振興

取り組む内容	主管課
<p>子どもたちの運動・スポーツ活動への意欲を高め、活動を通して得られる様々な体験により健全育成を図るために、地域の人材を活用したスポーツ活動を今後も支援します。また、村児童オリンピック大会や村陸上競技会、村駅伝大会を今後も継続して開催します。</p>	社会教育課

⑥体育施設の整備・設備の充実

取り組む内容	主管課
<p>放課後や休日に子どもたちが運動を行う場が確保され、また、子どもをはじめ地域住民が運動・スポーツに親しみ、健康・体力向上に資するよう学校運動施設を地域に開放します。</p>	社会教育課

3. 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

(家庭教育支援)

○児童生徒への生活実態に関するアンケート調査の実施と、調査結果に基づく指導や生活習慣の確立について取り組みを行っている。実態を把握し、これを踏まえて各家庭での家庭教育に反映してもらうように啓発等を行っている。

○家庭教育の教育講演会や講話等も開催し、家庭の教育力向上を図っている。

(学校・家庭・地域教育部会)

○各部会でもそれぞれ講話や講座を実施している。

(村営学習塾)

○村営学習塾を実施し、学びの機会に影響している。指導をとおして学習意欲の向上と、宜野座村の将来を担う人材育成を図っている。

今後の取り組み

①家庭教育支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>子どもたちの家庭学習の習慣化、規範意識の醸成、基本的な生活習慣の確立を図るために、児童生徒への生活実態に関するアンケート調査の実施と調査結果に基づく指導、家庭学習の充実、基本的な生活習慣の確立が図れるよう効果的な指導の工夫等を行っていきます。</p> <p>また、親子で話し合う習慣を形成できるよう啓発を進めるほか、家庭教育に関する教育講演会や講話等の開催などの取り組みを推進し、家庭の教育力向上を図ります。</p>	学校教育課

②学校・家庭・地域教育部会の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>地域の教育環境を整備し、地域の教育力の向上を図るために、学校・家庭・地域の各教育部会において、講話や講座を行います。</p>	教育委員会

③村営学習塾の推進

取り組む内容	主管課
<p>村営の学習塾では、今後も、学習指導をとおして、強い学習意欲と自己向上心を育み、宜野座村の将来を担う人材の育成を図ります。</p> <p>また、健全な生活習慣の定着を図り、限られた時間を有効的に使うための指導を継続しながら塾生の集中力を養います。</p>	教育委員会

基本目標2

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 親と子の健康確保及び増進

現状と課題

(親子手帳交付時の指導推進)

- 親子健康手帳交付時に、妊婦に対し手帳の活用方法や母体の健康管理、妊娠中の食事等について、保健指導や栄養指導を行うほか、各種母子保健サービスの周知を図っている。

(産後ケア事業)

- 育児の不安を少しでも軽くし、安心して子育てに取り組めるよう、宿泊や日帰り、助産師の訪問により、産後の体調管理や育児サポートを行う事業を実施している。

(妊婦健康診査、乳幼児健康診査)

- 妊婦健康診査の公費負担は14回で、健診結果を踏まえて、食事指導等必要な相談指導を行っている。
- 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、それぞれ年4回実施しており、乳幼児の健康・発達の状態を把握するとともに、保健師による育児相談や、歯科衛生士による歯みがき指導、栄養士による栄養指導などを行っている。

(むし歯予防対策)

- むし歯予防のために、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で歯科健診を実施している。
- 健康診査とは別に「むし歯予防教室」を村中央公民館で年4回実施している。

(予防接種)

- 予防接種では、個別通知による案内のほか、役場窓口や乳幼児健康診査、むし歯予防教室等で接種勧奨を行っている。また、と連携し、就学児健康診査時に未接種児に対し、接種勧奨を行っている。

(6・7か月赤ちゃん相談)

- 6・7か月赤ちゃん相談を実施し、乳児の身長と体重を測定し発育の状態を把握するとともに、保健師による発達相談、栄養士による栄養相談を行っている。また、離乳食の大切さを周知するために、市販と手作りの離乳食の試食会を開催し、アドバイス等を行っている。

(パパ・ママサークル)

- パパ・ママサークルは、育児相談や親同士の交流を通して、育児の孤立化や育児不安の解消に努めている。サークルでは、離乳食実習とベビーマッサージを行っている。

(乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業))

- 保護者の育児等の不安解消と乳児の健やかな育成を図るために、生後4か月前後までの乳児のいる家庭を全戸訪問する乳児家庭全戸訪問事業では、生後2か月前後の訪問を目標にして実施している。

(訪問指導)

- 健康管理や生活背景等に不安のある妊婦及び産婦に対し、安心して出産や育児ができるよう、妊産婦の不安解消のために、訪問による相談や必要な助言・指導に努めている。

(保健推進員)

- 保健推進員とは、村長から委託され、地域住民の健康保持・増進のために住民と行政のパイプ役

として活動している。主な活動内容として、乳幼児健康診査や各種教室の協力、こんにちは赤ちゃん訪問、健診受診勧奨等を行っている。

○保健推進員は、定数 20 名に対し現在 17 名で、今後の健康保持・増進のために定数確保が課題である。各区と協力しながら定数確保に努める必要がある。

(子ども健診事業)

○小学 5 年生と中学 2 年生を対象に、生活習慣病予備群の早期発見を目的とした健診を年 2 回実施している。健診では、血液検査、血圧測定、腹囲測定、身体測定のほか、生活習慣アンケートを行っている。

○健診を学校が休みの土曜日に行っているため、部活の大会や習い事等を日程が重なり、受診できない子がいる。受診率向上を図るために、学校と連携し受診日程の調整、受診勧奨の強化を行う必要がある。

(子ども医療費助成)

○高校 3 年生までを対象に入院・通院ともに医療費の自己負担分を全額補助している。

(子育て世代包括支援センター)

○第 2 期計画では、相談支援及び妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、子育て世代包括支援センターの設置を検討すると掲げていた。国は、令和 5 年 4 月にこども家庭庁を設置した後、各市町村の相談支援について、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点(児童虐待への対応機能)とを合わせた「こども家庭センター」の設置を求めている。今後設置に向けた検討が必要である。

今後の取り組み

①親子手帳交付時の指導推進

取り組む内容	主管課
親子手帳交付時に、手帳の活用方法や妊婦の健康管理に必要な助言・指導等を行います。また、保健指導や栄養指導を行うほか、村の保健・福祉情報を提供し、各種サービスや制度の周知を図ります。	こどもみらい課

②妊婦健康診査の推進

取り組む内容	主管課
妊婦健康診査の 14 回の公費負担を継続するとともに、妊婦健康診査の結果に基づき、今後も必要な保健指導、栄養指導等を行います。	こどもみらい課

③産後ケア事業の充実

取り組む内容	主管課
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保・充実を行います。	こどもみらい課

④乳幼児健康診査の推進

取り組む内容	主管課
<p>乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、子どもの成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達のための保健指導、栄養指導、歯みがき指導を行うほか、疾病異常や障がい等を早期に発見し、早期の治療や療育相談等につなぐなど、乳幼児の健康保持・増進等を図ります。</p> <p>また、5歳児健診の実施を目指し、幼児の健康保持・増進を図るとともに、発達障害などを早期に発見し、就学前に必要な支援につなげていけるように努めます。</p> <p>乳幼児健康診査では、保護者が育児についての正しい理解を深められるよう必要な保健指導や育児支援を行います。</p> <p>受診率の向上を図るために、個別通知や広報による受診勧奨のほか、各種母子保健事業での受診勧奨や保健推進員による受診勧奨を行います。</p>	こどもみらい課

⑤むし歯予防対策の充実

取り組む内容	主管課
<p>むし歯予防対策として、今後も1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査において、歯科検診の実施や歯みがき指導、栄養指導等を行います。</p> <p>また、むし歯予防教室の開催を通して、むし歯予防のための知識を身につけることや意識啓発のための指導の充実を図ります。</p> <p>さらに、村内保育所(園)と連携したむし歯に関する講演会の開催やむし歯予防のためのフッ化物洗口を今後も推進します。</p>	こどもみらい課

⑥予防接種の充実

取り組む内容	主管課
<p>感染の恐れのある疾病から子どもたちを守るために、今後も、各種母子保健事業や広報媒体等を通じた接種勧奨及び役場窓口や乳幼児健康診査、むし歯予防教室等で接種勧奨を行い、接種率向上を目指します。</p> <p>水ぼうそう(3歳～7歳半)、おたふくかぜ、インフルエンザの任意予防接種については、今後も自己負担額に対する一部助成を行います。</p> <p>と連携し、就学児健康診査時に未接種児に対し、接種勧奨を行います。</p>	こどもみらい課

⑦パパ・ママサークルの推進

取り組む内容	主管課
<p>育児の孤立化や育児不安を解消するために、今後も、パパ・ママサークルを開催し、引き続き離乳食実習やベビーマッサージを実施します。</p> <p>参加者の増を図るために「乳児家庭全戸訪問事業」で参加を促すほか、多様な機会を活用してパパ・ママサークルの活動の様子を紹介していきます。また、育児に不安のある妊婦の参加も呼びかけます。</p>	こどもみらい課

⑧乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、乳幼児健康診査の案内や子育てに関する情報の提供及び家庭の養育環境等を把握します。</p> <p>また、母親の不安や悩みを聞き、気になる家庭については、関係機関や関係者と連携した支援を行います。</p>	こどもみらい課

⑨訪問指導の推進

取り組む内容	主管課
<p>妊産婦や新生児等について、必要に応じ保健師等の専門員が訪問し、安心して出産育児が出来るよう、保健指導や育児に関する情報を提供するなど、出産育児にかかわる不安の軽減を図ります。</p>	こどもみらい課

⑩保健推進員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>勉強会や研修などにより保健推進員の資質向上を図り、母子保健における各種事業をサポートし、事業の円滑な実施が図れるよう、今後も、保健推進員の活動を推進します。また、地域における母子保健の普及啓発のために各区と連携し、保健推進員の定数確保に取り組めます。</p>	こどもみらい課

⑪子ども健診事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもの時から生活習慣病予防への意識を高めるために、今後も小学生と中学生を対象としたこども健診を実施します。健診結果に基づく健康指導や栄養指導等の生活改善指導を行います。受診率の向上を図るために、学校と連携した受診日程の調整や受診勧奨の強化に取り組めます。</p>	こどもみらい課

⑫子ども医療費助成事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもにかかる医療費の負担軽減を図り、疾病の早期発見と早期治療を促進するために、今後も高校3年生までを対象に入院・通院ともに医療費の自己負担分を全額補助します。</p>	こどもみらい課

⑬こども家庭センターの設置

取り組む内容	主管課
<p>令和7年度より、母子保健と児童福祉の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、両機能が一体となって相談支援及び関係機関へのつなぎを行い、包括的な切れ目ない支援を実施します。</p>	こどもみらい課

2. 食育の推進

現状と課題

(保育所(園)・幼稚園、小中学校における食育)

- 学校給食事業は、学校で提供される給食を通じて、子どもたちに栄養バランスの取れた食事を提供し、「栄養の確保」、「食育の推進」、「地域との連携」、「健康の促進」を図っている。引き続き、食の大切さを伝え、食事のマナーや地場産物の紹介していく必要がある。
- 学級により食べ残しがある。
- 学校栄養教諭等が直接学校へ訪問し、生徒たちに向け給食指導を実施している。
- 幼稚園では、長期休暇中(預かり保育)は給食がなくなり、弁当となっている。
- 学童期、青年前期での適切な栄養摂取や喫食の大切さを認識してもらうために、学校と給食センターで連携した給食指導等の食育活動を推進していく必要がある。

(食育連携体制)

- 幼児期からの食の乱れがうかがえることから、今後各保育所(園)、幼稚園、学校間の連携を密にし、幼児児童生徒の発達段階に応じた食育指導や地域の社会資源の有効活用及び家庭と連携した望ましい食習慣の形成を図る必要がある。令和4年度より毎年会議を開催している。
- 会議の頻度を増やし、具体策の実施へつなげていけるよう取り組む必要がある。

今後の取り組み

①保育所(園)・幼稚園における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)や幼稚園においては、栽培活動を通して収穫する喜びを感じながら、苦手な野菜を食べることにチャレンジしながら、食の大切さや栄養バランスに関心がもてるように努めます。</p> <p>そのほか、関係機関等と連携し、保護者の食に関する学習機会を確保し、家庭と連携した食育の推進を図ります。</p>	<p>こどもみらい課 教育委員会</p>

②小中学校における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、各教科や給食の時間、学校行事、給食センターの栄養士等の活用など、教育活動全体を通して食育指導を積極的に行います。</p> <p>また、今後も関係機関等と連携し、地産地消への取り組みを通じた食育指導を行い、児童生徒の食に対する興味・関心を高めることや地域への愛着などを育んでいきます。</p> <p>なお、食育は家庭が基本となることから、子どもの健やかな成長に資する望ましい食習慣を形成するために、家庭と連携した取り組みができるよう、食育に関する情報を提供し、意識啓発を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

③食育連携体制の充実

取り組む内容	主管課
「地産地消の推進」など地域の資源の有効活用を図りながら、本村における食育への取り組みの充実を図るために、保育所(園)、幼稚園、小中学校、給食センター、産業振興課、こどもみらい課、などの関係機関の連携体制の充実を図ります。	こどもみらい課 学校教育課 産業振興課

3. 思春期保健の取組充実

現状と課題

(思春期教育)

○思春期教育は、各学校で実施しており、保健師や助産師の講話等を行っている。

(飲酒・喫煙・薬物乱用防止)

○家庭教育部会で、薬物の購入・乱用の危険について、講話などを行っている。各学校においても、薬物に関する講話等を行っている。

○喫煙している生徒は減少し、少なくなってきている。

今後の取り組み

①思春期教育の推進

取り組む内容	主管課
心身ともに成長が著しく人格形成にとって重要な時期である思春期において、生命の大切さや親子の結びつき、薬物乱用防止、性についての正しい知識の普及などを行います。	学校教育課

②飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の充実

取り組む内容	主管課
関係機関と連携し、飲酒・喫煙や薬物乱用などの心身の健康に害を及ぼす行為の防止に関し、家庭や地域における意識を高めるために、講演会や情報提供の充実に取り組みます。	学校教育課

1. 交通安全対策の推進

現状と課題

(交通安全施設)

- 交通安全運動期間中を中心に、交通安全危険個所の点検や対策を実施している。また、学校教育課およびこどもみらい課が実施する通学路合同安全点検に参加し、危険個所の把握・対策を実施している。
- 各区からカーブミラー設置要望個所を聴取し、検討・新規設置及び修繕を行っている。村内におけるカーブミラーはとて数が多いため、今後は設置のみではなく、長寿命化対策(さび対策や修繕等)および不要な個所の撤去を行い、維持管理も徹底する必要がある。

(交通安全教育)

- 各学校において交通安全教育を実施している。
- 宜野座村まつりにおいて、石川署、石川地区交通安全協会と協同で啓発活動を実施している。
- 村内小学校へ交通安全帽子と自転車ヘルメット着用啓発のぼりを配布。また、交通安全推進月間中、村防災無線、村公式LINE、観光看板にて啓発を行っている。石川署、石川地区交通安全協会および近隣市町村と連携し、情報交換を行いながら、より効率的な啓発活動を実施する必要がある。

(チャイルドシートの貸出し)

- 村内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を3名以上扶養している父母を対象に、1世帯1台12月以内で貸し付けている。令和2年度～6年度までに3件の貸し付け実績。村民に貸し出しについて周知し、利用促進を図る必要がある。

(通学路などの道路環境)

- 毎年、学校職員や行政区長、各関係機関(警察署・国道事務所)とともに通学路の点検を実施している。
- 通学路の安全点検を行い、集めた情報を基に、地域の危険箇所を子どもたちに意識してもらうために、安全マップやお散歩マップ等を作成し、表示している。
- グリーンベルトの設置により運転者に対しここが通学路であることを認識してもらい、より慎重に走行してもらえるようになった。
- 小学生の背丈ほどあった雑草を刈ることにより通学路の安全確保を行っている。

今後の取り組み

①交通安全施設の整備推進

取り組む内容	主管課
村内の交通危険個所を知らせる看板の設置やカーブミラーなどの交通安全施設について、計画的な整備を推進し、子ども等を交通事故から守ります。	総務課

②交通安全教育の推進

取り組む内容	主管課
警察や村交通安全協会等と連携し幼稚園児、小中学生への模擬信号等による実践的な交通安全指導を実施します。 子どもたちにとって身近な乗り物である自転車についても、正しい乗り方や点検・整備の実技指導を行います。	学校教育課

③チャイルドシートの貸出し推進

取り組む内容	主管課
チャイルドシートの購入・貸出しを行うとともに、貸し出しについての周知広報により、利用促進を図ります。	総務課

④通学路の移動経路の安全点検推進

取り組む内容	主管課
今後も、学校職員や行政区長(学童施設長兼任)、関係機関が連携した通学路の安全点検を実施します。また、点検・把握された情報に基づき、危険箇所の地域への周知と安全マップの作成に取り組めます。 通学路へのグリーンベルトの設置、雑草の刈りなどにより、通学路の安全確保を行います。	学校教育課 こどもみらい課

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

(地域防犯活動)

- 石川地区防犯協会宜野座村支部の活動として、毎月第3週金曜日に各区長および宜野座村駐在職員と連携し、防犯パトロールを実施している。
- 本村や近隣市町村において起きた事件等について、村内の注意喚起のみではなく、学校教育課へ情報を共有し、登下校時の注意喚起につなげた。
- 宜野座村まつりにおいて、石川地区防犯協会と協同で啓発活動や防犯パトロールの実施。
- 社会を明るくする運動出発式の開催などを行っている。
- 幅広く、より迅速に啓発およびパトロールを実施できるよう、青色ランプ車の取り扱いについて、関係機関と協議する必要がある。

(防犯指導)

- 各学校において防犯指導を行っている。また、不審者の情報共有、不審者対策の訓練を実施している。

(防犯設備)

- より犯罪抑止の効果を発揮する為、村が管理する防犯灯(国道沿い)周辺の草木刈払いを実施している。
- 村内に設置されている防犯灯や防犯カメラの維持管理を行い、犯罪抑止に努めている。村内設置の防犯カメラ記録映像を、石川警察署管内の捜査へ提供している。既存の設備の維持管理を行いながら、より防犯効果がある箇所への設備設置の検討を行う必要がある。
- 夜間防犯パトロールや通学路合同安全点検等を通して、防犯上危険な場所を把握し、対策を検討する必要がある。

今後の取り組み

①地域防犯活動の推進

取り組む内容	主管課
警察と連携した犯罪に関する情報の提供を行うとともに、青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、防犯協会と連携した防犯パトロール等の防犯活動を推進します。	総務課 学校教育課

②防犯指導の充実

取り組む内容	主管課
各学校において、地域の危険箇所や「子ども110番の家」の周知を図るほか、不審者対策訓練など子どもが犯罪を回避できる能力が身につくよう、学校における防犯指導の充実に取り組めます。 また、家庭においても親子で防犯意識が高まるよう、必要な情報の提供や啓発を行います。	学校教育課

③防犯設備の整備推進

取り組む内容	主管課
犯罪発生を抑止するために、地域と連携し防犯カメラや防犯灯などの防犯設備の整備及びその維持管理を行うとともに、抑止効果の高い設備について調査・検討し、必要に応じて計画的な整備を進めます。 また、教育・保育施設、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した防犯設備の整備を進めます。	総務課

3. 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

(子育てにやさしい公共施設の整備)

- 福山区公園の改修工事を行い、近隣住民の憩いやレクリエーションの場となる公園として整備し、オムツ替えスペースの確保等公園利用者の利便性向上を図った。整備後、近隣住民へ事業効果のアンケートを行ったところ多くの住民から利用しやすい等の意見があった。
- 今後も、地域住民の意向に応じた身近な公園等の整備や既存公園施設の補修や更新に取り組んでいく必要がある。

(安心して移動できる村道の整備)

- 令和2年度から令和6年度の道路整備は約1,528mであり、そのうち歩道の占める割合が83%(1,264m)となっている。歩道整備では、歩道幅を2mとし、歩行空間を確保した。
- 引き続き、安心して移動できる歩行空間を計画的に確保していく必要がある。

(託児サービスの推進)

- 教育講演会を実施する際には、託児サービス(有資格者1名、無資格者1名)を実施している。
- 令和2年～4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応として、講演会等は全てオンライン配信で対応したため、託児サービスを実施しなかった。令和5年度以降は、通常どおりの講演会を開催したため、託児サービスを実施している。今後も引き続き実施していく必要がある。

今後の取り組み

①子育てにやさしい公共施設の整備推進

取り組む内容	主管課
<p>村内の公共施設について、今後もオムツ替えや授乳室の確保を進めるとともに、親子で利用できるトイレ(乳幼児用のチェアなどが付いている)の整備について、計画的に取り組めます。</p> <p>また、既存公園施設の補修等により、公園が利用しやすくなるように努めます。</p>	<p>建設課 こどもみらい課</p>

②安心して移動できる村道の整備推進

取り組む内容	主管課
<p>村道については「宜野座村移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定める条例」に基づき、歩道を整備するなど、高齢者や障がい者だけでなく、子育て中の親子が安心して移動できる歩行空間を計画的に整備していきます。</p>	<p>建設課</p>

③公園の維持管理推進

取り組む内容	主管課
<p>公園が安心して快適に利用できるよう、公園の指定管理者である区と連携して、公園の遊具等の安全性や衛生面等について適切な維持管理に取り組めます。</p>	<p>総務課</p>

④託児サービスの推進

取り組む内容	主管課
<p>地域で行われる各種説明会や講演会等に保護者が安心して参加できるよう、乳幼児を一時的に預かる託児サービスを、今後も実施します。</p>	<p>総務課 教育委員会 こどもみらい課</p>

基本目標4

要支援児童等への対応などきめ細かな支援の推進

1. 要保護児童への対応の充実

現状と課題

(要保護児童対策地域協議会)

○村では「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待のみならず不登校、非行、保護者による養育が不相当であると認められる児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携の下で必要な支援を行っている。協議会では、代表者会議、実務者会議、個別支援会議が開催されている。

(要保護児童の発見)

- 母子保健、保育所(園)、幼稚園、小中学校では、虐待のおそれがないか確認・発見する視点を持ち、気になる児童がいる場合は福祉等の関係機関へのつなぎを行っている。
- 虐待予防の観点から、保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、未然予防に努めている。
- 近年は不登校、ひきこもり児童が増えてきている。

今後の取り組み

①要保護児童対策地域協議会の活動の充実

取り組む内容	主管課
要保護児童及び保護者への適切な支援を行うために、今後も要保護児童対策地域協議会の代表者会議(年1回)、実務者会議(年2回)、個別支援会議(随時)を開催するとともに、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体、関係者、地域が連携し、要保護児童に関する情報の交換や必要な支援を行います。	こどもみらい課

②要保護児童発見機能の向上

取り組む内容	主管課
母子保健、保育所(園)及び小中学校では、虐待等保護者による養育に問題がないか発見する視点を持ち、必要に応じて保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、家庭の状況に応じて要保護児童対策地域協議会と連携した適切な支援を行います。 また、地域住民及び地域の各種団体等と連携し、要保護児童に関わる情報収集に取り組みます。	こどもみらい課 学校教育課

2. 障がい児施策の充実

現状と課題

(障がいの早期発見・早期支援)

- 1歳6か月児、3歳児健康診査時に心理士による相談指導を行っており、発達支援が必要な場合には関係機関へつないでいる。

(発達支援児保育)

- 巡回支援専門員整備事業の巡回相談と発達支援児保育運営協議会の巡回相談を連動し、受給者証・診断書などがなくても加配の保育士等を配置ができるようにしている。
- 保育士のスキルアップ勉強会において、発達支援児への対応に関するテーマを取り上げている。
- 発達が気になる児は年々増加していく中で、多くの加配保育士が必要になっている。

(特別支援教育)

- 学校においては、特別支援教育を実施している。また、特別支援サポーターを配置し、特別な支援が必要な児童生徒に対して、学習面や行動面の支援を行っている。
- 村では巡回アドバイザーによる巡回指導を行っている。幼稚園は令和5年度から、小中学校は令和6年度から実施している。県の巡回アドバイザーのほか、村独自でも実施している。
- 村の研修では、通常学級の子どもたちの関わり方について研修機会を設けており、特別支援の先生だけではなく、教職員全体で理解できるように取り組んでいる。

(教育的支援の連続性の確保)

- 学校連携移行シートにより、幼稚園から小学校へのつなぎを行い、就学前から小学校への円滑な接続を図っている。シートの内容の見直しを行い、より利用しやすいものとなるように努めている。
- 「春の顔合わせ会」として、年度初めに各学校と健康福祉課、障がい児通所支援サービス事業所（放課後等デイサービス等）等の関係者が顔合わせをし、情報共有やスムーズな連携が取れるように努めている。令和5年度より実施しており、教育分野、児童福祉、障がい福祉、サービス事業所が、互いの事業やサービス内容を把握する機会となっている。今後も継続する必要性がある。

(インクルーシブ教育・保育)

- インクルーシブ教育・保育を推進するため、子どもたちが障害について理解が深まるよう交流学習・交流活動を推進している。

(学校等施設の整備)

- 学校のバリアフリートイレの洋式化を順次進めている。
- 車いすの子に対応して、トイレの改修を随時実施している。また、車いすでの学校生活が円滑に行えるように、環境整備に努めている。

(高校進学支援)

- 中学校においては、特別な支援を必要とする生徒が、地域の高等学校や特別支援高等学校に進学する際は進学先との情報交換の時間が設定され、生徒がスムーズに学校生活が送れるよう取り組んでいる。

(障がい児支援)

- 村内では、障がい児のための福祉サービス事業所が少ない状況にある。
- サービスを利用するための計画相談支援事業所が委託相談員との兼務のため、相談業務があまり行えてない。基幹相談支援センター等の設置など、さらなる相談支援体制の強化が必要である。
- 相談支援の体制づくりとともに、医療的ケア児について協議の機会を確保する必要がある。

今後の取り組み

①障がいの早期発見・早期支援の推進

取り組む内容	主管課
<p>乳幼児健康診査において、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、早期の治療・療育につなぐことで、適切な支援を図ります。</p> <p>また、発達が気になる子については、乳幼児健康診査の会場で保護者への臨床心理士による相談支援を行うほか、保育所(園)や関係機関と連携をとりながら経過観察を行うとともに、保護者の心情に配慮しながら、必要に応じて専門機関と連携した支援を行います。</p>	こどもみらい課

②発達支援児保育の充実

取り組む内容	主管課
<p>巡回支援専門員整備事業において保育所(園)、幼稚園、小学校、学童クラブにおける巡回指導により、保育士等への相談指導等を行います。</p> <p>発達障害等に関する研修会を通し、支援が必要な乳幼児への関わり方についてスキルアップを図り、保育士等の専門性の向上に努めます。</p> <p>また、発達支援児保育運営協議会の開催を通じて、加配保育士の配置、発達支援児への適切な保育指導や保育環境を整えていきます。</p>	こどもみらい課 学校教育課

③特別支援教育の充実

取り組む内容	主管課
<p>特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への支援において、今後とも学校関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整等を行う特別支援教育コーディネーターを配置します。また、通級学級に在籍する児童生徒への適切な支援を行うために、教職員研修機会を設け、特別支援の先生だけではなく、教職員全ての対応力向上に努めます。巡回アドバイザーによる巡回指導を強化し、特別支援教育の充実を図ります。</p>	学校教育課

④教育的支援の連続性の確保

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)から幼稚園、小学校、中学校への就学にあたり、教育的支援が適切に引き継がれるよう、「学校連携移行シート」及び「個別の教育支援計画」の活用を推進します。「学校連携移行シート」は、シートの内容の見直しを行い、より利用しやすいものとなるように努めます。</p> <p>「春の顔合わせ会」として、年度初めに各学校と行政(こどもみらい課、健康福祉課)、障がい児通所支援サービス事業所(放課後等デイサービス等)等の関係者が顔合わせをし、情報共有やスムーズな連携が取れるような環境づくりを行います。</p>	<p>学校教育課 こどもみらい課</p>

⑤インクルーシブ教育・保育推進

取り組む内容	主管課
<p>多様性を認め合い、尊重しあう「共生社会」を実現するために、今後も学校生活を通して、子どもたちが障害について理解が深まるよう交流学习・交流活動を推進します。また、特別支援学校に在籍する本村出身の児童生徒と、村内児童生徒との居住地交流を継続して行います。</p>	<p>学校教育課</p>

⑥学校等施設の整備推進

取り組む内容	主管課
<p>障がいのある子が安心して充実した幼稚園生活・学校生活を送れるよう、今後も必要に応じて幼稚園及び小中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>

⑦高校進学支援

取り組む内容	主管課
<p>特別な支援を必要とする児童生徒が、地域の高等学校や特別支援高等学校に進学する際は進学先との情報交換の時間を設けて、生徒がスムーズに学校生活を送れるように取り組みます。</p>	<p>学校教育課</p>

⑧障がい児支援の拡充

取り組む内容	主管課
<p>特に、ニーズを踏まえた適切なサービス利用を保障するために、サービス利用計画の作成を担う障がい児相談支援事業者の確保、サービス事業所の質の向上及び村内への参入促進に取り組みます。また、基幹相談支援センター等の設置に努め、障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。</p> <p>さらに、医療的ケア児の実情を把握するとともに、その支援に向けた関係機関の協議の場の確保や医療的ケア児に対するコーディネーターの設置に取り組みます。</p>	<p>こどもみらい課</p>

3. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

(子どもの居場所)

- 貧困世帯等の子どもについて、今後も生活指導や食事の提供、学習支援、キャリア形成等の支援を行っている。
- 居場所での生活指導や食事の提供、学習支援などを行うことで、こどもが安心して地域での居場所(部活や友人)につながっている。また、各家庭の育児負担軽減にもなり、親子関係が良好になっている。
- 利用児童が増えている。無料で利用できることから、居場所に頼り、自立へと進めない状況がある。
- 子ども支援だけではなく、家庭環境を変えていくための保護者の支援が必要である。定期的に保護者面談を行い、各家庭の課題や支援内容を共有していく必要がある。
- 利用児童のスケジュールに合わせた送迎や支援内容が多様化しているため、支援員の確保及び環境整備が必要になる。

(支援員の活動)

- こども支援員を配置し、貧困世帯等の子どもを子どもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、小中高校などと連携した生活困窮世帯の子の把握と相談支援を行っている。
- 村内小・中学校、学校教育課と定例会を開き、情報交換を行っている。
- 保護者相談も積極的に行い、就労支援や家計管理、サービスの案内を行っている。
- 居場所利用につなげた後、課題解決が出来ず継続利用する児童が多い。その中で利用調整が難しい。居場所を利用している保護者と定期的な面談を行い、各家庭の課題の洗い出し、支援内容の再確認が必要である。また、地域の居場所(部活など)へつなげていくなども検討が必要である。

今後の取り組み

①子どもの居場所の運営支援

取り組む内容	主管課
貧困世帯等の子どもについて、生活指導や食事の提供、学習支援、キャリア形成等の支援を行う拠点(子どもの居場所)を確保・運営し、子どもの健やかな育成を図ります。また、子ども支援だけではなく、家庭環境を変えていくための保護者の支援に努めます。 居場所運営の充実を図るために地域の関係機関、関係団体、住民等による必要な協力・支援が受けられる環境づくりに取り組みます。	こどもみらい課

②支援員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>貧困世帯等の子どもを子どもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、こども支援員を配置し、小中高校などと連携した生活困窮世帯の子の把握と保護者への相談支援を行います。</p> <p>居場所を利用していた子どもの世帯の生活が改善され、対象世帯とならなくなった際に、その他の居場所がないため孤立してしまうことがある。こどもの居場所となる社会資源の開拓に努めたい。</p>	<p>こどもみらい課</p>

4. ひとり親家庭等の自立支援推進

現状と課題

(母子・父子家庭医療費助成)

- 母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成している。
- 現物給付ではないため、医療機関での自己負担が発生する。入院になった場合、高額な入院費用を立て替えることが出来ない保護者もいる。現物給付の検討が必要である。

(児童扶養手当)

- ひとり親家庭への手当支給である児童扶養手当について、制度に基づいて支給を行っている。
- 利用についての広報のため、本事業の周知を広報誌や本ホームページにて行っている。

(保育所優先入所)

- 母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を行っている。

(ひとり親家庭等自立支援)

- 児童扶養手当現況届の際に、相談員の周知を行い、ひとり親家庭の相談支援について広報している。
- 広報誌やホームページ等で相談窓口等の周知を行い相談しやすい環境を整える必要がある。各種サービスの案内や様々な情報提供の方法を工夫する必要がある。

(母子寡婦福祉会)

- 村の母子寡婦福祉会の活動の充実を図るために、助成金を交付し、支援を行っている。
- 広報誌やチラシ等により会への加入促進を図っている。
- 加入促進を図るための周知や、会の活動充実のために事務局を運営している社会福祉協議会とも連携した支援を行う必要がある。

今後の取り組み

①母子・父子家庭医療費助成

取り組む内容	主管課
母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。	こどもみらい課

②児童扶養手当の利用支援

取り組む内容	主管課
父母の離婚などにより、父(母)と生活を共にできない児童の母(父)や父母にかわって児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当の利用を推進します。	こどもみらい課

③保育所優先入所推進

取り組む内容	主管課
母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。	こどもみらい課

④ひとり親家庭等自立支援の推進

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭が抱える悩みや不安に対し、適切な相談支援につながるよう、広報等により相談窓口や相談員の周知を図ります。また、相談に対し必要な助言や指導及び情報の提供等を行います。更には、必要な方に情報が行き届くような情報の発信方法を工夫します。	こどもみらい課

⑤母子寡婦福祉会の活動支援

取り組む内容	主管課
村の母子寡婦福祉会の活動の充実を図るために、助成金を交付するほか、広報誌やチラシ等により会への加入促進を図ります。また、事務局を運営している村社会福祉協議会と連携した会活動への必要な支援を行います。	こどもみらい課

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保育、教育、保健、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課(こどもみらい課)が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、計画の点検・評価に対する「宜野座村子ども・子育て会議」での助言等も考慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については村の広報誌やホームページ等により公表します。

3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

資料編

■ 宜野座村子ども・子育て会議設置規則

平成 25 年 9 月 20 日

規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野座村附属機関設置に関する条例(昭和 62 年宜野座村条例第 6 号)第 3 条の規定に基づき、宜野座村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定等に関し、調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育等に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 村及び教育委員会の職員
- (5) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は互選により定めるものとし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長及び副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び前条の規定により出席した者の報酬及び費用弁償の額は、宜野座村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年宜野座村条例第36号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 宜野座村子ども・子育て会議委員名簿

※任期：令和6年1月26日から令和7年3月31日まで

No	氏名	所属	役職名	備考
1	下里 哲之	宜野座村役場	副村長	委員長
2	名渡山よし乃	沖縄女子短期大学	講師	副委員長
3	当真 ケイ子	松田保育園	園長	
4	新里 政	かんな保育園	園長	
5	赤嶺 りえ子	宜野座村立保育所	所長	
6	幸喜 均	民生委員・児童委員	主任児童委員	
7	新里 すみれ	保健推進員	推進員代表	
8	新里 朝行	漢那区ハッピーニコニコクラブ	放課後児童クラブ 施設長 代表	
9	当真 美穂	保護者代表	保護者代表	
10	上地 博樹	保護者代表	保護者代表	
11	與儀 徹也	宜野座村教育委員会 教育課	課長	
12	兼次 敬一	宜野座村教育委員会 教育課	指導主事	
13	佐竹 あかり	宜野座村立漢那幼稚園	幼稚園 代表	

第3期宜野座村子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月日：令和7年3月

発行：宜野座村健康福祉課

〒904-1392

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 番地

TEL 098-968-3253

FAX 098-983-5504



宜野座村

